

第九十回国 参議院 經濟産業委員会 會議録 第十号

平成二十八年五月十九日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十一日

辞任

島田 三郎君

吉川ゆうみ君

渡邊 美樹君

河野 義博君

新妻 秀規君

五月十二日

辞任

石井みどり君

宇都 隆史君

長浜 博行君

五月十三日

辞任

小西 洋之君

渡邊 美樹君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

松山 政司君

委員

安井美沙子君
倉林 明子君

岩井 茂樹君

北村 経夫君

松村 祥史君

吉川ゆうみ君

渡邊 美樹君

小林 正夫君

長浜 博行君

柳澤 光美君

河野 義博君

浜田 昌良君

清水 貴之君

松田 公太君

和田 政宗君

荒井 広幸君

林 幹雄君

北村 経夫君

田中 俊一君

廣原 孝一君

住田 孝之君

日下部 聡君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

藤本 俊光君

参考人

資源エネルギー
庁資源・燃料部
長

資源エネルギー
庁電力・ガス事
業部長

環境省総合環境
政策局長

公益財団法人地
球環境産業技術
研究所理事

研究機構理事

NPO法人社会
保障経済研究所
代表

和歌山大学客員
教授

自然エネルギー
市民の会代表

元日本環境学会
会長

和 田

武 君

石 川

和 男 君

山 地

憲 治 君

三 好

信 俊 君

多 田

明 弘 君

藤 井

敏 彦 君

山 地

憲 治 君

三 好

信 俊 君

多 田

明 弘 君

藤 井

敏 彦 君

山 地

憲 治 君

三 好

信 俊 君

多 田

明 弘 君

藤 井

敏 彦 君

山 地

憲 治 君

本日の会議に付した案件

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調
達に関する特別措置法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(小見山幸治君) ただいまから経済産業
委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十一日、新妻秀規君及び島田三郎君が委員
を辞任され、その補欠として浜田昌良君及び丸川
珠代君が選任されました。

○委員長(小見山幸治君) 電気事業者による再生
可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等
の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。林経済産
業大臣。

○国務大臣(林幹雄君) 電気事業者による再生可
能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の
一部を改正する法律案につきまして、その提案理
由及び要旨を御説明申し上げます。

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せ
ず、国内で生産できるエネルギーであることから、
その最大限の導入を進めていくことが必要です。

平成二十四年七月に開始された固定価格買取
制度の下で、再生可能エネルギーの導入は着実に
進展しておりますが、昨年七月に策定した長期エ
ネルギー需給見通しの実現に向けて、今後ともそ
の適切な運用を図っていくことが必要です。

固定価格買取制度については、太陽光発電の
急速な導入が進む中、国民負担増大の懸念や電力
系統への受入れ制約の発生といった課題が顕在化
しております。また、固定価格買取制度の認定
を受けながら稼働していない未稼働案件が大量に
発生するといった問題も生じております。

本法律案は、再生可能エネルギーの最大限の導
入と国民負担の抑制の両立に向け、これら現行制
度の課題に対応するために必要な措置を講ずるも
のであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、電気事業者による再生可能エネルギー電
気の調達に関する特別措置法の改正に関するもの
であります。

第一に、未稼働案件の防止や適切な事業運営を
確保するために、再生可能エネルギー発電事業者
が固定価格買取制度の適用を受けるに当たり、
経済産業大臣がその事業の実施の確実性及び適切性
を確認し、事業計画を認定する新たな制度を創設
します。加えて、この制度を実効的なものとする
ため、経済産業大臣が改善命令等を行うように

いたします。

また、現行制度の下で既に発電を開始している案件や系統への接続について一般送配電事業者の同意を得ている案件について、新たな制度による認定を受けたものとみなす等の経過措置を講じます。

第二に、新たな調達価格の決定方法を導入します。具体的には、現行制度においては経済産業大臣が算定する調達価格について、固定価格買取制度の賦課金の負担を軽減する上で有効である場合には、入札を実施し、その結果により定めることを可能とします。また、開発期間に長期を要する電源などについては、事業の予見可能性の確保の観点から、あらかじめ複数年にわたる調達価格を定めることを可能とします。

第三に、再生可能エネルギーの更なる導入を可能とするため、再生可能エネルギー電気の調達義務者を小売電気事業者から一般送配電事業者に変更する等の措置を講じます。また、これに併せて、一般送配電事業者が調達した再生可能エネルギー電気について、卸電力取引市場において売買取引を行うことや、あらかじめ経済産業大臣に届け出た約款に基づき小売電気事業者に対して供給すること等を義務付けます。

第四に、電気を大量に消費する事業者に係る再生可能エネルギー電気の賦課金を減免する制度について、我が国の国際競争力を強化するという制度趣旨を明確化するとともに、この制度の対象となる事業者の省エネルギーに向けた取組を確認することができるよう制度を見直します。

加えて、再生可能エネルギー電気の調達義務者を一般送配電事業者等に変更することに伴い、電気事業法などの関係法律について所要の改正を行います。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(小見山幸治君) 以上で趣旨説明の聴取

は終わりました。

○委員長(小見山幸治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長山地憲治君、NPO法人社会安全保障経済研究所代表石川和男君及び和歌山大学客員教授・自然エネルギー市民の会代表・元日本環境学会会長和田武君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小見山幸治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(小見山幸治君) 速記を起こしてください。

○委員長(小見山幸治君) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、参考人の方々から御意見を伺います。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、本案の審査の参考にさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事の進め方について申し上げます。まず、山地参考人、石川参考人、和田参考人の順にお一人十五分以内で御意見を述べさせていただきます。その後、各委員の質疑にお答えいただきますと存じます。

御発言の際は、挙手していただき、その都度、委員長の許可を得ることとなっておりますので、

御承知おください。

なお、参考人、質疑者共に御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず山地参考人をお願いいたします。山地参考人。

○参考人(山地憲治君) 山地でございます。お手元に一枚紙の資料ですけど、再エネ特措法改正案についてというタイトルで私の名前の資料が配られていると思いますので、それを使いながら説明させていただきます。

まず、固定価格買取制度、フィードインタリフでFITと呼ばれていますが、FITの政策的な位置付けについて確認したいと思っています。

FITとは、生産する電気の価値よりも高い価格で買い取って、再エネ電源への投資を促進するというものであります。

これは非常に有効な政策手段であります。劇薬とも言われます。ということは、導入促進効果は非常に高いのですが、副作用、ここに書きましたように、後でちょっと申し上げますが、賦課金を通した国民負担、それから系統安定化対策等でありまして、これらも非常に大きい。

一方、表現はどうかと思いますが書いてあります。負担は賦課金として薄く、まあ一部減免がありますが、広く電力消費者にキロワットアワーの消費量当たり均等に配分されます。これ、大きな抵抗勢力がないという私の表現にしました。つまり、皆さんが薄く分担する。ということは、補助金と異なり税金を使わない。これは私、記憶にあるんですが、この特措法ができたときの当時、菅首相が税金を一円も使わずに再エネ促進ができるという表現を取られました。そうなんですけど、実は税金とほぼ同じような課徴金が掛かっているということなんです。

もう一つ重要なこと、この以前にRPSという再エネの調達量を義務付ける制度があったんです。それが導入されていた、それはRPSなんです。それがRPSと異なっていて、電力会社の直接負担は回避可能費用、これも後で少し申し上げます。

と思いますが、その電気の価値分である。買取価格が高く設定されているんですが、電気の価値である回避可能費用を上回る分は賦課金として消費者が均等に分担する、こういう仕組みなものですから、電力会社にも過大な負担は掛からない。RPSは電力会社に負担が掛かっていたわけですから。そういう意味では、ある意味政治的に通りやすかったかなと思います。

ただ、問題は、先ほどの劇薬というところでも言いましたが、もう一つ非常に大事なことで、導入量の制御が利かないわけです。これは、利かないわけでもないんですけど、我が国の今の制度では利かない。これは、我が国のFIT法では、再生可能エネルギーを種類別、規模別に区分して、それぞれに原価、効率的に供給を行った場合、通常要する費用と書かれていますが、その原価に利潤を加えて買取価格を決める。つまり、どの電源も要するに採算が合うわけです。そうすると、結局、リードタイムの短い太陽光が先行していくということになってなかなか止められない。

最後ですけど、これはちょっとやや理論的なんですが、再生可能エネルギーの種類を問わず均一の価格で買い取るという制度であれば、FITも理論的には実はRPSと同じになります。ここはこういう場ですから説明しませんが、これは数理計画法という双対理論というもののベースがある。

実は、これをわざわざここで書きましたのは、私、ちょうど二〇一一年の三月十一日、震災当日の午前中にFIT法案の閣議決定が行われて、それは審議会案に基づくものだったんですが、その審議会の審議に際しては余剰買取以外のものについては、先行している余剰買取以外のものについては基本的に均一価格で買い取るという制度提案をしました。審議会として。私はその背景には、私の頭の中には少なくともこの理論があったということです。ところが、実際には国会での審議によって種類別、規模別に原価プラス利潤ということになって、コントロールが非常に利きに

くくなった。ある意味、私は、買取り価格は政策的な変数であって、入り過ぎれば下げてやる、なかなか入らなかつたら高く買つてやる、しかも、同じにしておけば再生可能エネルギーの中で安いものから順番に入っていくだろう、そういう考えだったという事でございます。これは背景でございませう。

今、じゃ、どういう課題に直面しているか、それで今度のF I T法改正でどう対応しているか、それから今度の改正が行われてもまだ残る課題は何か、そういうことを申し上げたいと思います。まず、直面する問題。いろいろあるんですけど、非常に簡潔に書かせていただきました。

先ほども少し申し上げましたが、F I Tによって非常に再生可能エネルギーの電源導入増えましたが、専ら太陽光、しかも十キロワット以上ということなのでメガと言いくいんですが、いわゆる俗に言うメガソーラーであります。これの買取り、幾らで買いますよ、メガソーラーの場合は二十年間ですが、その買取り価格は設備認定によって買い取られる権利を取得できるんですが、その認定された設備量が非常に過大になっている。八千万キロワット近くになっている。

それから、これは二年前の二〇一四年の秋に九州電力で顕在化したわけですが、自然変動電源というところもあります、それ以外でも電源を系統に接続するには接続可能な容量があります。つまり、系統接続容量があるわけですが、これほどの設備認定があつて、それぞれが電力会社に接続申込みをしてくと容量不足が起こってくる、あるいは九州電力管内の中のピークの需要よりも更に上回るような電源の系統接続申込みがあるという事が顕在化したということですね。

それと、やっぱり国民負担。先ほどの賦課金の方でいいますと、当初はたしか、私は、二〇一一年の国会審議のときの議論では賦課金のところにもある程度の上限の目安という議論があつて、年間五千億円程度という議論をしたと伺つておるんですけども、昨年度、二〇一五年度で賦課金レ

ベルで一兆三千億円とかそういうオーダーで、買取り総額でいうと一兆八千億円ぐらい。これは見込みで賦課金のレートを決めますので、取りこぼしがあつたりすると翌年度に取り返すというような形で調整していくわけですけども、いずれも賦課金は年々倍増するような勢いで、今や一兆円を超える。一兆円を超える政策、対策というのは物すごく高い費用だと思ふんですけども、それが広く薄く国民が負担している。これは、しかもこのままでは急速に拡大する。今の八千万キロワット程度の設備認定を受けたものが全部普及すると、これが二兆七千億とかという試算ももう一年以上前にございまして。やっぱりこれにどう対応するかということが根本問題。

それで、二番目に、F I T法改正前の対応ということがあります。現在の法律の下でも打てる対応はだんだん打つてきました。私は新エネルギー小委員会の委員長というのを務めておりまして、そこでいろいろ審議して対応してきたわけですが、

一つは、設備認定済みの設備でもなかなか運転開始しないものがある。太陽電池のようにパネルコストが急速に下がる段階においては、初期の原価でもって認定されたものが後から運開すると、安いものを調達できますから利益が増えてしまうわけですね。それはやはりちよつと問題だろうという事で、いろいろなぜ遅れているのかという聴聞等を経済産業省の方でかけていただいて、非常に悪質なものについては認定取消とか、あるいは、設備を変更すると変更時点でも再認定して、その時点の買取り価格を適用するというような対応を打ちました。

それから、先ほど申し上げた九州電力の系統接続容量不足の問題に対しては、自然変動電源、太陽光と風力ですが、出力制御ということをあらかじめ組み込んでいたわけですけど、それは五百キロワット以上の事業者に対して年間三十日以内ということだったんですが、これを、なかなか接続容量不足のところに関しては五百キロワット以

下、それから三十日というのを時間帯ごとに調整できる、それから、特に逼迫しているところは指定電気事業者ということで、三十日ルールを時間対応したものについてもそれを超えて無償で出力制御ができるようにした。

それから、回避可能費用を卸市場価格に連動というの、先ほど言つたように、今小売事業者が買い取つていくわけですけども、小売事業者自体は高く買い取りますけれども、実は賦課金からの交付金によって自らが負担するのは回避可能費用だけということになります。回避可能費用の仕組みは一般電気事業者の変動費がベースになっていたわけですが、それと、一方、現在、卸市場が活性化している、卸市場があるんですけど、卸市場の方が回避可能費用より、つまり買い取つた電気事業者の負担よりも高いケースがあると、そちらに、卸市場に転売するともうかるわけですよ。実際そういうことが行われていたということでありまして、これは非常に問題がある。これを不当な裁定取引と言つて。したがって、回避可能費用を卸市場に連動させるということの対応を取りました、いずれも経過措置付きでやっておるものですが、なかなかすっきりした対応にはなっていない。

それから、効率的な供給コストということに今でも原価はなつていくわけですが、特に今年度の太陽光発電、メガソーラーは二十四円キロワットアワー当たりになりましたが、要するに、コストデータは取つていっているんですが、中でも安い方、トップランナーに近い方を使うということをやつてきた。しかし、やはり今直面している問題に対する対応としては不十分なので今回F I T法改正という事でございませう。

これについては、既に十分説明があると思ひますので繰り返すにはなるかと思ひますが、よく五項目。

一つは、今申し上げたことに関係する未稼働案件、太陽光が多いですが、その新認定制度。つまり、今までは設備認定というのは系統接続を申

込みをした段階に大体やっていたわけですけども、今度は系統接続契約ということを設備認定の要件化することができるようになる。そういうことで不良の案件を差し替えていく。つまり、初期のまだ運転していないのは四十円とか高い価格で、それから、これを差し替えるだけでも、現在の二十四円に差し替えると、国民負担は減るわけですし、なかなか運開しないものは認定取消にすることができ。

それから、今までは投資促進だったんですが、今後は適切な事業実施ということ、点検とか保守を法制化していくとか、あるいは景観とか、この前の洪水のときもそうでしたが、安全上の問題がいろいろ浮かんできたので、そういうことに対する配慮も促す仕組みを入れる。

それから、並んで重要なことは、よりコスト効率的な導入促進を図つて賦課金を少なくしていく。これは、中長期的な買取り価格目標を提示するというところもあります、大きいものについては入札制という制度を取り入れることができるようにする。また、減価についても、今八割減免というふうなことで、ある意味一律のルールなんですけど、やっぱり省エネとか国際競争力というのを念頭にそういう減免が行われているので、その運用を厳正化していく。

あと、リードタイムの長い電源ですね。今までは太陽電池に問題があつたんですけど、一方、地熱とか中小水力とか、あるいはバイオマスとか時間が掛かるもの、風力もそうですけれども、そういうものについては、今は翌年度の買取り価格を調達価格等算定委員会が決めるわけですが、三十五年とは法律には書いてありません、数年先かもしれないませんが、三十五年程度先の認定案件の買取り価格も提示するようにする。

それからもう一つは、電力システム改革の活用で、先ほどの不当な裁定取引の防止ということもあります、買取り義務者を小売事業者から一般送配電事業者に変更する。広域調整もやりやすいし、インバランス精算についてもより易しくなる。

ただ、まだ私は少し、これでは十分ではないと考えております。

幾つかあるんですが、ちょっと順不同で思い付いたまま書いたんですが、法改正後も残る課題としては、一つは、自然変動電源対策はやっぱりこのままではまだ難しだろうと。キロワット調整力ってありましたけれども、今、一般送配電事業者が買収した電気は基本的には卸市場に出すという仕組みを考えているんですが、ヨーロッパのケース考えると、卸市場がすごく実は価格が下がっていつてマイナスプライスになったりする。そうすると、今、火力が自然変動電源の調整をやっているんですけど、動かない火力を、設備を持っておくインセンティブがないんですね。そうすると、容量メカニズムとか、こういうものを入れないといけない。

それから、余り知られていないんですけど、高調波対策というのは、太陽光とか風力というのは、風力の一部は回転機の場合もあるんですけども、大体インバーターを介して整形して交流に変えるわけですけど、インバーターで交流に整形すると高調波成分が出るんですよ。普通、回転機の発電機であればきれいなサインカーブになるんですが、高調波成分が出てそれが電力の品質を落とすということが今ちょっと出始めている。いろいろありますので、このところの対応。

それから、系統接続。これ九州電力のときに非常によく分かったんですけども、ピークキロワットより余計系統接続が大変だというのは直感にも分かるんですけど、それ以外にも、実はいろいろ連系線容量の運用とかいろいろなものがあります。これについては、今度、システム改革第一弾の広域機関が発足したので、そこで調整ルールをやっているところですが、公平性も考えて今後やっていく必要がある。

それから、買取り費用総額の上限の下でエネルギーミックス目標を決めたんですが、本当にあのミックス目標を達成できるのか。ちょっとこれはアバウトな課題ですが。

それと、分散電源とかデイマンドリスポンスとか蓄エネとか、需要側の資源をうまく活用して自然変動電源の調整を図っていくのが大事。

それから、一番大事なのは実はここで、FITはいつか卒業しなきゃいけないわけです。自立電源化する道筋がまだできていない。このためには、太陽光の電気の価値というのが本場にどれぐらいあるのか。これ、今もう九州電力ぐらい入ってますと、実は太陽光が供給する以外の電気の需要というのは夕方ピークになって、もう太陽光が幾ら入ってもそのピーク削れません。そうすると、設備を代替する効果はなくなるし、卸市場の中で昼間のいっぱい安い電気が出てくると卸市場自体が下がるので、太陽光の電気の価値自体を下げる。やっぱりその部分がどうやっていくかが問題。

あとは、やっぱり電力需給。私、これ、今回のことを考えているんなら一般の人とも話していると、よく分かっていただけないんですね。地産地消というのはいい場合もあるんだけど、電気の場合に問題もある。FIT電気という電源表示するんだけど、実はFIT電気という環境価値はみんなが既に負担している。皆さん既に環境にいい行動をしているんだけど、FIT電気を買うことで何かいい貢献ができていようになっちゃうと誤解を与えている。この辺りのところも問題。

最後に、技術革新というのが大事であって、それへのインセンティブというのも考えなきゃいけない。

限られた時間で少し早口になりましたが、以上でございます。

○委員長(小見山幸治君) ありがとうございます。

次に、石川参考人をお願いいたします。石川参考人。

○参考人(石川和男君) おはようございます。石川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私の名前で資料A4縦の形で配付をさせていただいておまして、この表紙に書いてございますように、本法案について私は、これは衆議院の方

でも参考人として出させていただきます。その旨を表明いたしましたけれども、この法案は、いろいろそれは不満もありましようけれども、まず一歩また踏み出すということにおいて早く成立をし、そして来年四月に全面施行ということになると思うんですけども、私としてはもうちょっと早く施行してもいいんじゃないかなと。そのぐらこの改正法案は早く施行することではあるんですけども、それに向けてちょっと細かな点かなりあるということの提案、今後のこの国会における審議において活用していただきたいような視点。

それと、この法案の附則の二十条というのがありまして、ここでは、規制法の場合には大概今ほどの法律案でもそうなのですが、三年後に見直すといういわゆるサンセット条項というのがございまして、それに向けてどう考えていくかと。今回踏み出してまた三年後に恐らく踏み出すとほとんどどんなに進化していくことになると思えますけれども、その視座というものについても今日提案をさせていただきたいなと思っております。

めくっていただきました。大きく四点ほど提案をしたいんですが、まず一つ目は、やはり今、山地先生もおっしゃっていただきました。再生エネルギー自体は、これは推進はするわけです。もうこれは国是です。ですからこの法律ができているわけなんですけれども、やはり全部が全部百点満点ではなくて、どうしても再生エネルギーというところ、最初に、私もそうなんですけれども、今ようやく落ちて再生エネルギーを見る、マスコミ論調なんかもそうなんですが、そういうものを見ますと、やはりコストの面で結構心配しなきゃいけないものがある。これは、コストが高いというものを推進するという方法もあるんですけども、やはりなるべくこれは電気の需要家、言わば電気の需要家というのは国民ほぼ全員ですので、その負担をいかに抑え、時には削減をしながら進めていくかという発想が大事ななというふうに思います。

この課題ということで、上に二つ、二行書いておりますけれども、まず賦課金の全体額をいかに抑えていくかということと、それからその次に、減免措置があります。これは、特に産業界ですね、産業界という別に業界のことを思うわけではなくて、そこには多くの人が働いていて、日本の競争力というものの源泉でもありますので、そういった分野への配慮というものが引き続き必要であろうということでもあります。

それで、この法律、FIT法は二〇二二年七月に実施されて、そこから固定価格買取りが始まったわけでございます。二〇二二年七月という、東日本大震災の一年半の後。東日本大震災は三月十一日午後二時四十六分です。その六時間ぐらい前に閣議決定されたのがこのFIT法であります。つまり、FIT法というのは原子力事故を踏まえたものではないということなんです。

この下に私はフランスのことも書きました。ドイツを例に取ってこの法律は進められてきたわけなんですけれども、私、ドイツへ去年行ってまいりまして、やはり現地に行くべきだなと思いましたが、ドイツだけを見ていて、いわゆる両目があったて片目しか見ていないことになりました。両目を開くと、ドイツの左が、地図で見ると左というのか、こっち側にはフランスという国がありまして、これがまたちようどいいあんばいなんです。ドイツだけだと人口八千万人、フランスは六千万人、日本は一億三千万弱と。フランスとドイツを合わせると一億四千万で、これちようどよくなるわけですね。ついでに言いますと、電気はEUはつながれておりますので。

どうもドイツだけ見ていると調子が悪いというのが、今の日本のFIT法の、まさに今日こういう法律改正案を審議しなければいけないような状況、つまり高いということなんです。高いということなんです。ドイツは高いです。私が去年試算いたしましたら、ドイツの平均家庭、一ユーロ百三十ユーロぐらいで計算しますと二千四百五十円から二千六百円の賦課金です、ドイツの一般家庭。日本

は、私は一番最後のページに書きましたけれども、我が家は自営業もやっておりますので少々高いんですが、千円弱です。恐らく今年も千円超えると思います。それも仕方がない。仕方がないんですけれども負担は負担と。

これをいかに抑えるかという発想でこの一番を提示させていただいておりますけれども、やはり、元々は再生エネを進めるのは原子力ありきだったんです。石炭もありきだったんです。ところが、原子力事故が起きて、その後本格的な審議になって再生エネルギーをやるかというふうな議論になった。恐らく日本人はほとんどは原子力事故があったからF-I-Tを設けたんだろうというふうに思っているんじゃないかと思うんです。ところが違うんです。違います。つまり、原子力がいいとか再生エネがいいとかいろいろ好き嫌いはあるにしても、そんなわがままを言っている場合じゃないです。我が国は。とにかく国産エネルギーはないと。エネルギー安全保障ということを考えれば、国産エネルギーを増やすんですけれども、本当は再生エネルギーと原子力、原子力は純国産なわけですから、この二つでいくはずだったのが、片っ方だけだかなくなっちゃったわけですね。これが問題なんです。

したがって、ここを、原点に立ち返るというのは、この下に書いてあるフランスとドイツの両方を見ましようというのがこの数字でありまして、これ見ていただきますと、ちょっと青い字なんですけれども、ドイツは再生エネ先進国、高いですね。ドイツの比率は高いです。再生エネ。フランスは逆に、再生エネ比率はそんなに大したことはありませんが、原子力比率が高い。フランスだけを見るわけにもいかないので、そこまで日本は原子力できません。じゃ、ドイツだけを見ればいいかというところ、それは今まさにこの法案を審議しなければならぬという国情になっておるわけですが、これはブレンドするかどうかというところ、大体再生エネが二割ぐらい、原子力が四割ぐらいと、恐らく震災前の日本のエネルギー政策というのはこ

のぐらいの路線でいくだろうというふうに見越しておったわけですから、震災が起きて事故が起きてしまいましたので、どうしても原子力については冷や水が掛けられたというのが今の状況だと思えます。あれから五年たっておりますが、なかなか正常化への道というのはもうちょっと時間掛かるかなというのが私の率直な感想であります。

次のページをめくっていただきまして、要するに抱き合わせですね、セット販売じゃないですけども、抱き合わせで考えていくという原点に立ち返ると私はいいんじゃないかと。ここに書いておられますけれども、再生エネは推進するんです。後で出てまいりますけれども、再生エネ一〇〇%にしなければなりません。まあひ孫の世代ぐらいだと思えます。すべきだと思えますが、それまでの間、再生エネをどうやって振興していくか、国民負担を上げずに、ということを考えれば、再生エネが高いという悪評だけはどうしても払拭しておきたいというのが私の思いであります。

本法案では太陽光の入札制度、これは非常にいいことだと思えますけれども、いかにせんこれだけでは到底賄えない。年間数兆円にも及ぶ追加燃料費を到底賄えただけで削減することは、これはできません、できないです。

したがって、やはり原子力というものをきちんとブレンドして、原子力の、既設の原発ですね、既設の原子力発電所です。これをきちんと正常化させることによって安い電気と、再生エネはまだ高いのでありますけれども、それを相殺しながら全体として安い国産エネルギーでいくというのが、私は、このまさに国会の場で議員の先生方からそういう大所高所からの議論も是非とも進めていただきたいという思いでございます。

ただし、その場合には、本委員会とはちよつと関係ないかもしれませんが、原子力規制委員会の規制基準の運用というものが、これがややちよつと世界の非常識的なものがまだまだありますので、ここをきちんと改善するというのが必要だ

と思えます。ちよつと話は広がりますけれども、トータルパッケージで、政治ですので、官庁のようには縦割りではないので、是非政治の世界で縦割りを排した形で、そういう視点で、三年後の見直しじゃないですけれども、考えていただければなというふうに思います。

二つ目でございます。次のページです。2.とありますが、さつき山田先生もおっしゃいましたが、F-I-Tは卒業すると思えます、いずれ必ず。そのときに大量の設備が残ります。太陽光が多いと思えます。これは個人あるいは中小事業者でも設置しやすいからだと思いますが、たくさん残る。それが、設備を引き続き有効に活用して再生エネルギーの発電量も維持していくということを考えると本当に一般家庭ないしは中小事業者がその体力を維持し続けることができるかどうかというふうに考えると、私は、絶対できないとは言いませんけれども、今までの我が国の歴史を見ると、やはり中小よりも大手の方が体力もある、人もいるということ、そちらの方に集約していくということ、私はそれはそろそろ考えてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

F-I-Tが始まって四年目ですので、何となく日本の個人も法人も、再生エネルギー、特に太陽光、風力に対するスタンスというものが見えてきたわけでありまして、もはやおとしぐらいいに起きた太陽光バブルのようなことは起きないと思えますけれども、しかし設備自体はもう認定されていますので、それをどうやって安定的にずっとやっていくかと。何か放置されて捨てられるというのはいくらにももったいない。そういう事態がなくなるように、きちんと大手、例えば電力会社とかガス会社とか、大きなエネルギー資本に集約していくような、そういうことも三年後の見直しに向けて是非ともこの国会の場で議論をしていただければなというふうに思っております。

次のページをめくっていただきまして、三つ目でありまして、再生エネルギー。水力、地熱、パ

イオマスというのは安定電源でありますので、これはもう独り立ちできるわけでありましてけれども、恐らくF-I-T法の意図というのは、主に太陽光、風力、何とか我々の身近にある自然エネルギーだと思えます。ですから、メディアでもよく再生エネルギーで登場するのは太陽光、風力だと思えます。

しかし、残念ながら今の人類の持つ技術では不安定ですね。本当はバッテリー、蓄電池のようなものが安く普及してくればいいんでしょうけれども、なかなか、今日でも一生懸命やっておりますけれども、世界でもやっておりますけれども、そう簡単にはいかないということで、当面は太陽、風力というのは不安定電源として考えざるを得ないと。

そのときに、当然、しわ取りですね、この図にもありますけれども、これは火力、日本の場合には主に石油火力あるいはガス火力でバックアップをするということになりますけれども、この火力電源の安定的な投資回収策。火力が駄目になっちゃったら再生エネも駄目になりますから。水力、地熱は別です。パイオマスも別です。パイオマスはもう火力発電ですが。太陽、風力については、これはどうしてもおれちゃうので、このおれをなくすというその仕組みは、現在は大手電力会社の火力発電所が担っている。現場も何遍も見学させてもらいましたけれども、石油火力の現場の方は大分しわ取りのスキルができてきたようで、そこは日本はやっぱすごいなと私は思いましたけれども。

いずれにしても、ただ、採算性という問題があるもので、そこについては是非、再生エネを進めるための火力の安定化策という観点で御議論をいただければなというふうに思います。私はここで、下に制度化と書きましてけれども、これは業界に向けたガイドラインとかそういう類の話ではありません。これはもう規制の、制度的にやるしかない。規制というところ、これは悪いですけれども、いずれにしても、F-I-T法あるいは電気事業法の

ここについては、今、価格算定委員会の方で政府の方に委ねる形になっていますけれども、是非、国会の場でも、これ消費者が払うお金ですから、ここについては外国はこんなだぞと。特にやっぱ欧米、ヨーロッパですね、ヨーロッパ諸国と比べてこれは幾ら何でも調子が悪過ぎるというふうな、これは一目見れば分かると思うので、そこは是非、国会の場で審議いただきまして、政府の方に対して大きな宿題を課すということを私は求めたいというふうに思っております。

それから、二つ目、三つ目でありますけれども、入札、こういったものについてもそれぞれ書いておりますけれども、割愛いたします。

次のページでまとめということで、やはり国会のメッセージ、国会から政府に対するメッセージとしては、震災以降原子力が止まってしまいまし

○委員長(小見山幸治君)　ありがとうございます。次に、和田参考人にお願いいたします。和田参考人。

次に三ページ、原子力発電ですけれども、御承知のように、日本は地球のプレートのまさに境界の上にある国です。非常に珍しい、まさにそういう地理的な特徴を持っている国です。したがって、巨大地震が常に発生する、そういう国での原発稼働は、これはコストとか損得の問題ではなくて生命に関わる、そういう問題です。過酷事故が、起こりようによつては日本の存立基盤そのものを破壊しかねない、そういうものですので、原発の再稼働はやめて全ての原発を廃炉にすべきです。

といいますのは、新規制基準が世界一厳しい規制基準だと言われていますけれども、逆に、自然の条件は、世界一厳しい自然条件です。そういう

具体的に申し上げますと、世界の発電所の新設、年間の新設量の六割以上が再生可能エネルギーです。これが三年連続してもう続いています、しかも増えています。EUに至っては八割が再生可能エネルギー発電です。そういう動きがどんどんどんどん進んでいるわけですから、世界の大勢はまさにこの方向に向かっていくと。

そういう視点で二〇三〇年の見通しを見たとき

に、再生可能エネルギー比率二二から二四%、原発二〇から二二というのが出てくるわけですから、再生可能エネルギー比率は低過ぎます。原発比率をゼロにして、再生可能エネルギー比率を少なくとも四五%、望ましくは五〇%以上に高めるべきです。

こういう数字を言いますと、日本ではそんなことは不可能だという、そういう意見をよく聞きます。しかし、これは実際にほかの国では十分やれるようなことが実績でも出ているわけです。十三ページに図の参考資料を付けておきましたけれども、日本、ドイツ、デンマークの再生可能エネルギー発電量の推移を示してあります。一九九〇年比で、日本は一・五倍に対してドイツは九・三倍、デンマークは二十二・五倍になっています。

これを、ドイツの場合について、ドイツがE E G、固定価格買取制度ですね、このE E Gを導入したのが二〇〇〇年、そこから十五年の間に再生可能エネルギーを五倍に増やしているんですね。水力を入れて全ての再生可能エネルギーを五倍に増やしています。水力を除いた再生可能エネルギーは、二〇〇〇年の二・四%から二九・四%へ十二・四倍に増やしています。つまり、過去十五年間でこういうことができています。これからの十五年間でこれ以上のことができないはずはありません。といっています。以前に比べたらずっと条件は良くなっています。例えば、ドイツが固定価格買取制度を始めたときの太陽光発電の買取コストは電気料金の四、五倍でした。円にして恐らく百円ぐらいだったでしょう。そういう非常に厳しい条件の下でスタートして、それでなおかつこれだけのことがやれているわけです。

ですから、この比率を仮に日本で、今言ったようなドイツで過去に十五年間にやった比率を、今後十五年間でやったとしたら、まさに六〇%とか五〇%とか、そういう数字にすることは可能なんです。ですから、その政策手段としてF I Tというのは最も重要な政策手段としてあるわけです。私自身は、もうR P S法が採用されるずっと以

前からF I Tを採用すべきだということをずっと主張してきました。そういうことですので、F I Tそのものは維持しながら、もっとより良いF I Tにしていくべき、今申し上げた視点から、積極的に、飛躍的に普及を推進するために、改正を求めたいというふうに思っています。

そのF I Tの改正案に対してですけれども、六ページから。

まず、接続方式や認定条件について、従来法の第二章第五条、第六条を削除して、そして新たに条件付の認定方式等を導入する。こういう当面の措置、その中には地域でのトラブルを回避するための情報公開等、評価できるような項目が入っています。ですから、そういう当面の問題を解決するという点では理解できますけれども、再生可能普及を今申し上げたような意味で飛躍的に普及するという立場からすると、まだまだ不十分です。

これを更に促進できるように、送電線設置費は送配電事業者の負担として、優先接続が可能になる改正を目指していただきたい。これはドイツを始めとして多くの国でやっていることです。

さらに、広域連系を強化する。これに対しては国ももっと積極的に関与して、周波数の変換や地域間の連系、こういう設備を強化して、社会インフラ整備として位置付けて、今考えられているような期間ではなくてもっと短期間にこれをやると。数年以内ぐらいにやれば、全国で今問題になっている需給調整とかそういう体制が全国的にできるようになるわけです。地域別でそういうことをやろうとすると大変な、九州のようなそういうことが起こるわけですけれども、もっとそういうことをきちんと全国的にやれるようにすれば、出力抑制とか接続可能量の設定等も不要あるいは減らす状況づくりをやるわけです。それを目指す必要があると考えております。

さらに、再生可能の優先給電。これを採用することと普及を加速することができま。この点については、経産省の省令では再生可能は火発より優先するというものになっているわけですから、も

エネルギー基本計画においてはベースロード電源というふうに石炭火力と原発を位置付けるということをやっている。これは明らかに再生可能よりもそういうものを優先することですね。ここはやっぱり石炭火力よりも再生可能を優先するということを明確にすべきだろうと思います。そして、優先接続、優先給電が確立されれば、もっとも普及が進みますし、CO₂の削減にも貢献することになると思います。

次、七ページ、入札制度ですけれども、この改正案の条文だけで判断しますと、その対象範囲が無限定ですので、非常に広い範囲で導入することができるという可能性が有ります。そうなりますと再生可能の普及の抑制につながりかねません。

それから、私は、再生可能の普及は、市民とか地域主体、こういうものがその担い手として中核になる。これは実はデンマークやドイツが非常に普及が進んだというのには、こういう政策が進んでいるということだけでなく、普及の方式、普及の中心、担い手が市民なんです。地域なんですよ。市民、地域が主体になりますと、再生可能の普及をする際に反対運動とか批判が起きないんです。賦課金の上昇が起きても、それに対して非常に容認する姿勢が強いのは、まさに市民やそういう地域が関わって、それを通じて地域が発展していく、そういうプラスの面がいつぱい出てくるわけです。そういうふうなものがありますからそういう形になっているわけで、そういう地域主体の普及を促進するという意味でも入札というのは非常に抵抗があります。

ただし、対象が大規模な太陽光発電に限定する、そういうふうなことであれば、これは一定容認できると考えております。

それから八ページ、いわゆる電力多消費事業所における賦課金の減免制度ですけれども、これは、今回の改正では原単位改善というのに関係付けで申請対象とか減額をやるということについては評価できるんですけども、本改正の趣旨である国民負担の抑制ということを考えた場合には、も

う一工夫必要だろうと思います。例えば軽減率を低くするというふうなものも一法ですし、また、これは私が講演をしているときにある方から質問を受けたんですけども、こういう対象事業所を管轄する事業者がF I Tを使ってメガソーラーなんかを造って非常に利益を上げている、つまり減額を受けながら一方で利益を上げている。これは国民的には納得できないというふうなことを二回ぐらい質問で受けました。それはそうだろうと思います。ですから、この点についても何らかの対応を求めていると思います。

それから九ページ、これは改正案にはないんですけども、F I Tをより効果的に普及を推進するために、どんな条件でも一定のIRRを保証できるようにしていく。

つまり、今はかなり大ざっぱにIRRを設定して、どういう種類のものをやっても一定の適正な利益が得られるようにしているということなんですけれども、ところが細かく見ていきますと、例えばバイオマスなんかは規模別の買取価格になっています。太陽光発電も、十キロワット以上の非住宅用に関しては、これは規模別になっています。規模別、つまり、大規模な発電所を造れば、これは発電コストを低く抑えられます。小規模なのは逆に高くなります。したがって、IRRは当然そういう差が出てきます。それを、やはりどの場合にもIRRは同等になるような規模別の買取価格を設定する方式、これをきちっと確立すべきだろうと思っています。

具体的には、国産の森林資源、日本は非常に国産の森林資源が多くて、多くの国は国産の森林資源、木質のバイオマスを発電あるいは熱利用に積極的に利用しているんですね。にもかかわらず、日本の豊富な森林資源は十分活用できていない。そこでこのF I Tがその手段になり得るわけですから、現在のF I Tといいますが、二〇一四年度まではこの買取価格は三十四円一キロワット時という一律の買取価格でした。その結果というものが生まれているかというと、五メガ

ワット以上の大規模な発電所ばかりがほとんどで、算定委員をやっていたので、この点については初年度から、いずれそうなるだろうということに指摘していました。そのとおりになりました。そのことによって大変な都合がいろいろ出ています。

そもそも、大規模な発電というのは蒸気タービン方式の発電しかできません。コジェネができません。蒸気タービンとコジェネでは、エネルギー効率は全く違います。二倍ぐらい違います。つまり、日本の森林資源をエネルギー利用する際に無駄遣いしないようにするためには、小規模なものでコジェネをやる、そういうことを促進するような仕組みが必要です。二〇一五年度に一応二メガワット未満に対して……

○委員長(小見山幸治君) 陳述時間が過ぎておりますので、簡潔におまとめをお願いいたします。

○参考人(和田武君) はい、分かりました。

そういうことになりましたけれども、もともとそういう規模別ものを設定する必要があるだろうと思います。

もう時間が参りましたので、十ページ、最後ですけれども、あと二点、追加的な施策として、先ほど申し上げましたような市民・地域主導の再生可能エネルギー普及推進政策、これを強化することが第一点です。それから二番目として、電力だけでなく、再生エネの熱利用、それから輸送用の燃料利用、これはもうこの国でもやり始めていることですけれども、この新しい政策を確立すべきだろうと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長(小見山幸治君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

○山下雄平君 自由民主党の山下雄平です。

各先生には、今日は貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。時間も押しておりますので、各先生に一つずつまとめて質問をさせていただきます。ありがとうございます。

まず、和田先生についてですけれども、再生可能エネルギーについて野心的な目標を掲げるべきだという話がありましたけれども、その場合、国民負担のことも考えて、コスト面についても野心的な引下げ目標が必要になるんじゃないだろうかと思えます。その水準についてはどのようにお考えでしょうか。

そして次に、石川先生については、優先接続についてお聞かせいただきたいと思っております。ドイツばかりを見ては駄目だという話もありましたが、ドイツのように再生エネを他の電源に優先して接続をするというルールをもし日本で導入する場合、系統の整備が義務付けが必要になってくると思えますけれども、そうすると電気料金に上乗せされることにもなりますし、また、整備費用を抑えるためには、山奥だったりとかそういうところには立地を制限する必要があるんじゃないかなと思うんですが、優先接続についてどのようにお考えか、お聞かせください。

最後に、山地先生についてですけれども、仮にこの法案が可決した場合、今後更なる未稼働案件の抑制策についてお伺いしたいと思えますけれども、更に将来の未稼働案件を抑制するためには認定後の運転開始期限を設けるべきじゃないかというふうにも考えます。仮に運転期限を設ける場合は、新規の認定案件だけではなくて、経過措置によって新たな認定とみなされる過去の案件についても対象にすべきではなからうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○参考人(和田武君) 国民負担の問題ですけれども、確かに、これが上がっていきますと国民負担、いわゆる電気料金のアップが起きます。ドイツではもっと高くなっています。

しかし、ドイツではこの国民負担が世論では容認されています。なぜ容認されるか。それは、先

ほど申し上げた、この担い手が市民であり地域主体であり、そういうところが取り組むことによって自らに利益が還元されているわけですから、よく考えていただいたら分かります。国民負担をして、大企業ばかりがそういう発電所を造って利益を取れば、国民負担のお金が企業に流れるだけです。だけれども、市民や地域主体が取り組めば、国民負担したものが市民や地域に還元されるわけですから、利益が。そういうふうなやり方が、今言いましたようなドイツやデンマークでは起きているわけです。そこが非常に感覚的に違ってくるということがまず第一点。

それから、先ほど申し上げたような幾つかの、例えば九州で起こっているようなものをできるだけ全国に広げて調整できるようにすれば、例えば電力を調整するための機器を付けたら、そんな負担もなくなるわけですね。こういう機器負担なんかも当然この賦課金に上乗せされているわけですから、これも軽減される。そういうふうな負担を軽減できる方向もいろいろ出てくるわけです。

更に言えば、こういう負担をすることで再生可能エネルギーが増えてきますと、そのことによって社会的に様々なメリットが出てきます。先ほど申し上げる時間がなかったので言いませんでしたけれども、十一ページにそういうことを書いてあります。

十二ページにその関連の図を描いてあるんですけれども、IRENA、国際再生可能エネルギー機関が最近レポートを出しました。日本で再生可能エネルギーを倍増したときに、日本でも再生可能エネルギーを倍増したときに、日本でも再生可能エネルギーが最も大きなGDPのアップが起きるか。実は日本が一番大きなGDPのアップが起きると言っているんです。そういうプラスアルファがいろいろ出てくるんです。

ですから、場合によっては国家財政をそういう形でつぎ込んだ方がいいわけです。この負担を電気料金で負担するだけではなくて、幾つかの国で

は国家財政からつぎ込んでいるところもあります。例えば電源開発促進税をこちに転用するということだってあり得ると私は思っています。そういうふうな形で負担を軽減することもある法だと思っております。

以上です。

○参考人(石川和男君) お答え申し上げます。

優先接続なんですけれども、結局、簡単に言うと電線をつなげるということでありまして、当然誰かがコストを負担するということになります。これをすべからず全てやるということになりますと当然送電料に跳ね返ってきますので、実は、我が国におきましては発電市場の自由化は五年の電気事業法改正から始まっておりまして、当時から送電料の高さ、これが非常に問題視されておりました。それでずっと来ているわけですので、今般、小売自由化ということで全面自由化にかじを切ったわけですから、発電市場の自由化で、再生エネも含めて、FIT事業者も含めて、電線に電気を乗っけるという趣旨からしますと、これは、送電料金というものはなるべく上げない、むしろ下げる方がいいという観点からしますと、この優先接続をやりますと非常に懸念されると私は考えておりますので、是非そこは抑制的な観点で制度を運用していただければと思います。

以上です。

○参考人(山地霊治君) 未稼働案件への対処ですけれども、原則として、今回の改正法が通りますと来年四月施行と言われていますので、そのときまでに、経過措置はありますけれども、それ以外のものはそれまでに接続契約が成立していなければ失効して、新たに接続契約を取ったときに認定されると。

ただ、やっぱりそれでも運転開始までに時間が掛かるというケースが考えられるので、やっぱり運転開始時期に一定程度の制約を課す必要があるのではないかとすることは審議会でも今議論を始めたところであります。

○山下雄平君 ありがとうございます。

○安井美沙子君 民進党の安井美沙子でございます。

各参考人の先生方におかれましては、本日は貴重なお話をありがとうございました。

石川参考人にお伺いをいたします。

シンクタンクで御一緒していた頃からその現実的な政策提言にはいつも感心をしていたわけですが、この再エネ分野においても大変現実的な御提言をしてくださっていると思います。特に、既設原発の稼働率を高めることで生じる収益増分の一部を再エネ賦課金として充当し再エネ導入を促進する、あるいは廃炉費用に充当するというようなことを御提言されております。

経済的な側面だけを見ますと、これは大変合理的で現実的で受け入れやすいというふうに思うわけですが、政治的にはそう簡単ではないというふうにも思っております。再エネ推進派と原発推進派というのは対立しがちでございまして、一方が他方についての肯定的な解釈をするというのはほとんど聞いたことがございません。ですから、この二つを両方認めて組み合わせるという発想を許容する人はなかなか少ないのだと思います。

そこで、せっかくなので、この理解を深めるために幾つか伺いたいわけですが、原発を再稼働し、再稼働したものをまた更に稼働率を高めるといふ御提言です。福島事故以来、原発の安全性についての懸念が収まりません。再稼働が進んでいないわけですが、地震や津波に襲われた場合、稼働している原発と未稼働の原発ではリスクはどの程度違うのかという部分です。

稼働していれば危ない、稼働していなければ安心という一般の感覚は正しいのでしょうか。稼働していればもちろん緊急停止して冷却するのには時間が掛かるのだらうというの素人からも想像できるわけですが、冷却装置がちゃんと機能すれば両者のリスクは変わらないと考えてよろしいのでしょうか。

○参考人(石川和男君) 厳密な確率論のところまでの数字についてはここでは持ち合わせておりま

せんので一〇〇%の回答ではないかもしれませんが、例えば福島第一原子力発電所の事故の教訓ということで考えますと、あれは地震では止まったんですね。止まった後に津波が襲ってきた、全電源喪失でもって云々と、こういう流れだったわけですね。

こういう事故の教訓を踏まえれば、私は、全部停止をしているから安全というのは決してなくて、停止中でもきちんとやらなきゃいかぬというふうなことで思っております。逆に言えば、福島第一原子力発電所事故から、ほかの原子力発電所については保安検査まで、定期検査まで動いておりましたので、その点については許容しておったわけですね。

ただし、安井先生おっしゃるように、政治的に非常に難しいことは私もよく、まさに現実主義者です。で分かっておりますので、そこについては、再エネを促進するという国是、これはもう私は国民合意あると思うので、その再エネを促進するための送電投資とか賦課金の低減とかということについては、これは政治と行政が一体となって、私は、地道に地元の住民の方も含めて説得の行脚をし、そしていつか必ず原子力はやめるのであるということも同時に宣言しながら説得、気持ちに訴えるということなんじゃないかなと思うんです。

ちよつと回答が一〇〇%ではないかもしれませんが、私の考えは以上でございます。

○安井美沙子君 引き続き、石川参考人にお伺いします。

系統への接続容量というのには限度がありますので、御提案のように原発の稼働率を高めると結果的に再エネの接続枠が減ってしまうのではないかと、この懸念しております。既設の電源は安いですが、麻薬のようにこれを使い続け、四十年廃炉の延長をして結局は原発を使うのがよいのだというふうなことになるのではないのでしょうかというふうに思っています。そして、調整電源である火力の枠を、じゃ減らしましょうという

うことになりまして、これは火力の方の稼働率が下がって設備の維持がコスト面から難しくなるといふふうに考えられます。

ですから、原発の稼働率を高めるという手段としての御提言は分かるのですが、これ、ベースロードとしての原発が固定化して、調整電源としての火力があつて、最後に申し訳程度に再エネがあるというこれまでの構図に回帰してしまう、そして再エネの拡大を抑制してしまうのではないかと、この懸念があるのですが、そこについてはいかがでしょうか。

○参考人(石川和男君) まず、送電網については、三枚目の紙に書きましたように、原子力の稼働率を高める、欧米並み、アメリカ並みですね、高めるといふことによつて出てくる原資を送電投資に逆に還元するというのも、原子力の財源でもって再エネのために送電網を盤石化していくという発想が私はあるというふうに思っております。

それから、先生がおっしゃったように、原子力がベースロード、それから火力がその上、上の方に再エネという仕組み、確かに今まではそうなんですから、それは、私は、国のまさにエネルギー基本計画においてどのぐらいの枠を設定するか、それに向けてどういう例えば規制とか予算措置とか、まさにFITのような賦課金措置とか、そういうものを組み合わせていくかだと思います。

で、その電源構成については、やはりエネルギー安全保障の観点から、政府の方で国産エネルギーである再生エネルギーを増やすということその制度設計でもって対応していくべきというふうに思います。

ただし、前提としては、おっしゃるようには送電網は必要ですので、これについては必要な投資をきちんと今の送電事業者、言わば二アライイコール原子力事業者ですけれども、そこにきちんと義務を課すというふうな施策が十分あり得るといふふうに思います。

○安井美沙子君 山地参考人に一問お伺いしま

す。

電力システム改革により広域連系が順調に進みますと、こういった今申し上げたような再エネの抑制の心配がなくなるとお考えでしょうか。

○参考人(山地憲治君) 広域連系の容量を拡大していかなければ今以上の広域調整はできないということになりましたので、そのためには送電線、あるいは周波数変換所もありますけれども、そのギャパシティーを増やしていくということが必要になってくると。したがって、その方向で、私も広域機関の評議員を務めておりますが、幾つかの連系線あるいは周波数変換所の容量拡大を図っていますけれども、時間は掛かると思っています。

それと、再生可能エネルギーの導入テンポとの関係があると思うんですが、今のところ、連系線容量制約でもって再エネの導入が実際に制約されるということは、先ほど申し上げた出力制御と組み合わせればそれほど大きな影響にはまだならないんじゃないか。ただ、時間軸をもつと長く、二〇三〇年とかその先とか考えると、まだ十分ではないと思います。そういうことは、先ほどの私の発言の中でも、広域での調整のルールを決めなきゃいけない、つまり、連系線容量を、有限のものをどう利用するかというルールをやつたり今作っているところでございますので、その負担も含めて、それは今後の課題であるという認識です。

○安井美沙子君 では、再び石川参考人にお伺いします。

原発を稼働させる、高稼働率で回すということになりますと、使用済核燃料がたまっていけます。先日、再処理等拠出金法を審議、可決、成立を見たわけですが、これは使用済核燃料の再処理を前提としております。附帯決議の中で直接処分も含めた他の選択肢を残したつもりなんですけれども。

原発は過渡期の電源だということお考えと理解しておりますが、私もそのように捉えておりますけれども、そうなりますと、核燃料サイクルというの

は原発を使い続けることを念頭に置いたもので、これについてもやめるべきだとお考えでしょうか。

○参考人(石川和男君) これは、まず使用済燃料のところにについては、今六ヶ所村の竣工を待っているわけですが、なかなか規制基準をクリアするのが難しいので、それまではやはり中間貯蔵ということで、乾式貯蔵も含めた新しい貯蔵方法も含めて中間貯蔵でしるいでいくということになると思います。

まさに二つ目の御質問で、核燃料サイクルというのは未来永劫ずっとやるべきものなのかということなんですが、私はそれについては、核燃料サイクルを幾らやったら、まあ高速増殖炉のようなものができれば別ですけども、今のところその見込みがない時点においては、それに對してずっとしがつくというよりは、やはりどこかで自然エネルギー、脱化石燃料、脱原子力というものを長期的ビジョンで掲げるということの方がよほど国民的に受け入れられやすいだろうと思っておりますので、核燃料サイクルはいつかやめるべきかどうかという御質問に対しては、やめるべきというふうに思います。

○安井美沙子君 ありがとうございます。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。本日は、参考人の皆様の貴重な御意見をいただきました。御礼申し上げます。

今回の法改正は、既認定未稼働案件を減らしていくと、その趣旨は賛成でございます。ただ、具体的な法運用していく上では幾つか注意が必要ない点もありますので、その点について皆様にお聞きしたいと思っております。

最初に質問させていただきたいと思いますが、今回、再生可能エネルギーは環境に優しいという発想でありますけれども、一部行き過ぎた案件もあったりして、環境破壊をされたりするという面があります。実は、三重県でラムサール条約の候補地に、ため池にフロット型の太陽光なんかが一斉に置かれて、いわゆる水鳥が餌を食べられない

という状況なども発生しました。

こういう状況について、まず石川参考人、和田参考人にお聞きしたいんですが、今回設備認定から事業計画認定になりましたので、石川委員の資料でも、六ページ目ですか、安全・環境対策の追加、景観や周辺環境の環境アセスメントを制度化と入っておりますので、ここの辺の運用、法律的には法第九条三項の各号に該当しなきゃならないとなっておりますので、それをどういうふうに運用していけばいいのかという点。特にまた、和田参考人は日本環境学会会長もされておりますので、ここの辺の法運用についてお二方にはお聞きしたいと思っています。

山地参考人には別の質問でございます。実はこの法案というのは、当時は民主党政権で作った。特に、私の修正にも関わらせていただいたんですが、私提案したのがこの減免制度だったんですが、当初法案にはなかったです。ドイツを参考にして作らせていただいたんですけれども、一部今回修正も必要だと思っております。

今回、法律的には、いわゆる現行の十七条に国際競争力の強化を図る観点というのが入ったのと、あといわゆる事業者の省エネ取組というものをしっかりと見ると。この運用の仕方なんですけど、まず、この国際競争力の強化を図る観点と入れたがゆえに、今までは一律八割減免だったものをやっぱりその競争の状況によって差をうまく付けていくということが重要じゃないかというのが一点と、この省エネ努力で非常に見方が難しく、原単位で見ることになってくるんですが、原単位を金額ベースで見ると、市況で、特に金属関係であると変動してうまくいかないという面もありますし、また、トン数ベースで見たりすると、これは付加価値化すると省エネ努力がしていないようにも見えたりすると。その辺どういうふうにやっていけばいいかについて、それぞれ、関係がございますが、石川参考人、和田参考人、山地参考人、それぞれお答えいただきたいと思っております。

○参考人(石川和男君) 浜田先生、私の資料の4.のところのアセスメントのところでございますけれども、実際に今景観とか風力の低周波の問題とかいろいろ、自治体ベースではアセスメントが言わば制度化されている自治体もあるのですが、それはそれはまさに地域密着型でそういう制度は引き続き運用されていくべきと思いますが、ないところもあるということだと思っております。

したがって、再生エネルギーを安全かつ環境配慮型で進めるときに、アセスというのには駄目というための制度ではなくて進めるための制度なんです。アセスメントというのはそういう意味なんです。したがって、それについては、自治体のアセスがあるところはそれにお任せをして、ないところについてはやはり、例えばこの委員会でもそうなんですけれども、国の方でちゃんと自治体の方に、あるいは政府に対してアセスメント制度を、前向きなアセスメント制度を検討すべきということやハッパを掛けていただければなというふうに、こんなふうに思います。

○参考人(和田武君) いろんなトラブルが地域でたくさん起きています。私もいろんなところに講演に行くたびにそういうことを聞かれます。

この問題は、先ほど申し上げた地域それから市民が取り組むということを主体にしたときにはほとんど起きていません。つまり、大規模なそういう計画を利益優先でやろうとする、その際にアセスも不十分なままやろうとする、そういうことがその問題を引き起こしている最も根底にあると思うんです。

例えば、デンマークやドイツは風力発電の国土面積当たりの密度は日本よりはるかに高いです。そういう問題はほとんど起きていません。なぜ起きていないか。デンマークは、風力発電を設置する際に、どこが設置する場合であっても、つまり企業が設置する場合であっても、その設備容量全体の二割以上はその地域住民の所有にするんですね。つまり、地域住民が常に発電所プロジェクト

に参加する。こういう仕組みがあるために、初期の段階から、計画段階から地域住民の意思が入っているわけです。だから、住宅のこんなに近くに造るのはやめようよというふうなことがちゃんと伝わるわけですね、最初から。ですから、そういうトラブルは起きないんです。おまけに、利益がそういう形で還元されますから、むしろ歓迎されるんです。

そういう再生可能エネルギー普及は未来づくりのいいことなんです。いいことであるにもかかわらず反対されるようなやり方を強行すれば、逆ですよ。そうではなくて、受け入れられるようなやり方、それはまさに市民・地域参加型のものであればそういうことができますので、是非そういうものを重視するような仕組みというのをつくっていく必要があるだろうというふうに思っています。ドイツでも同じです。

○参考人(山地憲治君) 賦課金の減免についてのお尋ねで、先生御指摘のとおり、三月十一日午前の閣議決定の案では減免制度はなかったんですけれども、国会審議で追加されたものと了解しております。

減免の条件が、電力多消費産業、つまり原単位で八倍以上とか、それから国際競争力にさらされるということなんですけど、やっぱり減免になると利益を得るわけですけども、電力多消費である、つまり省エネのインセンティブを失わせている可能性があるんです。そのところを是正して、省エネ努力もちゃんとやっているということを担保しよう、それから、国内産業で余り国際競争にさらされていないようなところに関しても自動的に減免というのはどうかという問題があったので今回の調整になったと理解しております。

私は今回ののは、だからその方向で改善がなされると思っておりますけれども、個人的な考え方からいえば、私は減免はない方が制度としてはすっきりする、その分、国際競争力に問題があるような場合には別途手を打つというのが、いろんな政策目標を一つの制度に盛り込むといういろいろがみ

が出てきたり運用が難しくなるので、私はこのF I Tの制度の中では減免しやなくて、F I Tによつて悪影響を受けるところをむしろ助けるような制度の方が私は望ましいと思つていますが、今回の改正案は、しかし前進であるというふうには理解をしております。

○浜田昌良君 終わります。

○倉林明子君 日本共産党の倉林です。

今日は、三人の参考人の皆さんに貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

時間も押しているということで、絞つて一点だけ和田先生にお伺いしたいと思います。

先ほど来、市民・地域主導型で再生可能エネルギーを普及推進していくことが大事だということ強調されておりましたが、お配りいただきました資料でも、F I T制度、前からも取り組んできたとおっしゃつていた具体的な事例なども付けていただいておりますので、その御紹介なども含めて補足的に御説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○参考人(和田武君) 先ほど申し上げましたように、デンマークやドイツは担い手が市民主導なんです。ドイツのことについて、十四ページを見ていただきますとお分かりいただけますように、実は全再生可能エネルギー発電設備の四六％は市民が関わるエネルギーなんです。さらに、地域主体、例えば自治体とかこういう地域主体を入れれば、電力エネルギー事業者とかあるいは企業の中にそういうものが入ってきますので、もっと高い割合、つまり市民、地域という枠組みでいきますと六割ぐらいがそういう枠組みで実施されているということなんです。それがドイツが飛躍的に普及が進んでいる理由なんです。

ドイツは決して、先ほどからドイツは比率が高いと言われますけど、ドイツは高くありませんよね。高さでいうとはるかに北欧とかあるいはオーストリアとか、そういうところの方が高いんです。低かったから一生懸命今高めようとしてるんです。そういう中で、その方式として、デンマーク

の風力は八〇％は市民所有、その風力で四〇％の電力を賄っているわけです。それは先ほど申し上げたように、そういうことで地域から非常に歓迎されながら普及が進んでいくわけですね。

そういうことで、十五ページには、ドイツの地域・自治体レベルでの一〇〇％再生可能エネルギーを目指す地域、こういうふうな再生可能エネルギーの利用を促進している地域が実に国土の半分以上を占めている、こういう実態があります。日本に関して申し上げますと、十六ページに書きましたけれども、現在、恐らく市民・地域共同発電所というものが千基ぐらいはあると思えます。これは、実はF I Tがない前からほとんど造られてきたんです。F I Tがない前ですから、ほとんど市民が自らお金を出しながら、寄附だとか協力金だとかお金を出しながら造つてきたんです。

一九九七年のC O P 3の直前に私たちはそういうものを造りました。それ以来、こんなものが増えるとは思つていなかったのに、みんなお金を増しながら市民共同発電所を造り始めたんです。F I Tが入る以前にもう三百ぐらいになっていました。F I Tが入つてから更にそれが加速されるようになりまして。それは当然です。市民の発電所を設置する理由は、利益ではありません。自分たちで地球温暖化防止のために貢献をしたいとか、原発のエネルギーを使いたくないとか、そういう意味合いで取り組むんです。ですから、そういう主体に過度な利益は要らないんです。適正な利益さえ得られるようにすれば、非常に積極的にこういうところが動くわけです。そういうふうな普及の仕組みとこのつくつていく必要があると思ひます。

例えば、最後に、十七ページに私が代表をしている市民共同発電所の事例を出しましたけれども、この場合、五か所ぐらいにもう発電所を造つていますけれども、そのうちの二か所は、福島の方々が、もう農業をやつても食つていけない、その農地を発電所にしたいと、そういう経験

がないから私たちの団体に協力してほしいという申出があつて造つたんですね。そうしましたら、全国多数の市民がそれに共同出資で出資をしてくれて、もう必要経費をはるかにオーバーするぐらいの出資金が集まつて、トータル二百五十キロぐらいの発電所を造りました。同時に、その経験を以て、その農民の人たちが自ら発電所を造り出して、農民連という団体の会員の家庭の全ての電力を賄えるぐらいの六メガワットの発電所をもう造つてあるんですね。こういうふうな、やつぱり市民、地域に依拠したやり方をやれば歓迎されるわけです。

あるいは、もう一つ事例を申し上げますと、徳島地域エネルギーという市民会社があります。これは株式会社ですけれども、市民がつくっている会社です。この会社は、徳島のいろんな自治体と話し合つて発電所を造る、その際に、その地域外の人も含めて市民から出資を募つて出資をしていただく、そしてその出資をしていただいた方々にはその建設地域の特産物を、お金ではなくて特産物をお返しする、こういう仕組みをつくつたんですね。それで、あちこちにそういう発電所を造つてあるんです。その結果、その地域はその特産物を販売できるようになつてメリットが出てくるわけですね。こういう地域の発展と関わつたようなやり方ができるわけです。

私たちも、福島に造つた発電所の売電収益の二％は復興基金に充てています。そういうふうな、地域に一定の利益を還元するというふうなこともこういう市民の取組の中ではやられていくわけですね。そういうふうな配慮、こういうふうなやり方が普及を非常に滑らかに、スムーズに、反対運動なくやれるやり方だと思ふんですね。

私は、ドイツやデンマーク、こういう具体的な現場を歩き回つてきました。北海に面した小さな埋立地のフリードリッヒ・ヴィルヘルム・リュブケ・コークという小さな村です。この村は過疎化をしていた。そういう過疎化していた村で、この過疎化を食い止めた、風が強いんだから風車を

建てようということで建て始めた。そのことによつて、その村は完全に過疎化から脱却して、今人口が増え始めている。農業の後継者難が解消されて、多くの若者がその後継者になつていつている。

こういう事例はその村だけではありません。ローデネ村という小さな村で草原太陽光発電所を造つた。その太陽光発電所のパネルは全部シャープ製ですよ、二一六メガワット。世界中の太陽電池を一年間検査して一番いいやつを選ぶということで、十ぐらいのメーカーのあれを比べた。一番がシャープ、二番が京セラですよ。そういう日本の条件を持ちながら、日本では政策が取られなかつたために遅れてしまつたんですね。

様々なそういう地域の発展が再生可能エネルギーの普及によつてなされるという事例を数多く見ています。今申し上げた、シュレスヴィヒホルシュタイン州というんですけれども、そこなんかはもう電力の七〇％を再生可能エネルギーで供給しています。そのうち、先ほど申し上げた事例のところが郡なんかは全電力の三・五倍以上電力を供給しています。そういうふうなやり方というのがこの再生可能エネルギー普及の基礎になるといふふうに申し上げたいと思います。そういう点での仕組み上の工夫を是非取り入れていただければと思つております。

ありがとうございます。

○倉林明子君 本日にそういう意味では再生エネの普及の在り方ということが、地域主導でやつていくという、本日にキーポイントになるんだということだと思ひます。

同時に、提起された中身というのは、過疎化や、現実、今地方で直面している問題の解決にもつながることだということで、大変示唆を受けました。ありがとうございます。

○清水貴之君 おおさか維新の会の清水と申します。今日は、お忙しい中、貴重な御意見ありがとうございます。

まず、山地参考人に教えていただきたいんですけど、太陽光の未稼働案件ですけれども、その権利を買い取る業者もあるというふうに聞いております。売買が行われているということ。これは未稼働案件が稼働するということではないことなのかもしませんけれども、一方で、権利だけ取って、それを売って、そこでもし利益が上がれば、もちろん国民の、利用者の負担なわけですから、そういったところにお金が流れていくのはいかなものかなというふうにも思ってしまうんですが、その売買の実態と、そういったことについての御意見をまずお聞かせいただけますでしょうか。

○参考人(山地霊治君) 設備認定された案件を、その権利を売買するといいますが、ということとは伺ってはおりますが、私はその方面、つぶさによく知っているというものではありません、話を聞く程度でございます。

おっしゃっているように国民負担で成り立っている制度を使ってもうけを得るということは、どう申しましょうか、先ほど言ったのは、不当なもうけに関しては私は排除する方向でいくべきだけれども、FITという制度そのものが、この事業を行うことで利益が出るということで導入促進をしようとしているもので、だから適切な利益に抑えていく、そのために買取り価格を毎年見直しているんだけど、どうもそれで抑え切れていない、コストを削減する努力が促進されていない、そこに問題点を感じているわけです。したがって、権利の売買自体が悪いという感じは私自身は余り持っていません。

それによって効率的に事業が行われて迅速に行われるのであればいいですけども、そうじゃなくて、権利関係が分からなくなると、この分譲案件みたいなものが一体誰が今持っている、それで停滞しているのか分からないというところは困る。だから情報を公開していくという対応がこの場合には必要で、今回の法改正の中にもその部分は意識して入っているというふうに思います。ただ、

実態をよく調べて、問題があればより強く対応していく必要があると思うっております。

以上です。

○清水貴之君 続いて石川参考人にお伺いしたいと思ひます。

今、山地参考人からもお話しいただきました買取り価格の部分、利益の部分なんですけれども、国際的に見て日本はやはり高いというお話が石川参考人からありました。じゃ、どこの部分にその高過ぎてしまっているところの理由があるのかというところで、ちゃんとその利益は、もちろん企業が参入するには利益がないと参入しませんから必要だと思ふんですけれども、それが本当に適正かどうかというのは見ていかなければいけないと思ふんですね。手続は問題ないというふうにおっしゃっていましたが、手続ではなくて、本当に利益の部分を適切に見ているのかというところは私も疑問なんです、それについてはいかがでしょう。

○参考人(石川和男君) 清水先生、私の資料の4のところでございます、ここにも表を載せさせていただきますましたけど、日本だけを見ると高いか低いかで分らないんですかね。もうそれは絶対的なものになつてしまふんですが、ところが、やっぱり比較対象があればあるほど日本は高いのか安いのかということが分かつて、たまたま今日ここで用意したのが、これはエネ庁での審議の際に用いた数字をここで出していますけれども、どこと比べるかだと思ふんです。

私、プレゼンの中で申しましたとおり、これ、燃料を輸入する話とはちよつと違うので、日本だけガラパゴス化して独特だというのはおかしな話であります、やっぱり今、先進国だと思ひます。G7に入っているの、先進国レベルに、例えば設備利用率、まあ設備利用率は若干天候の状態がありますが、維持費とか発電コストとか資本費とか、そういうものについてはある程度共通基盤を、欧米、ヨーロッパだと思ひますが、イギリス、フランス、ドイツ辺りだと思ひますが、そういう

ところと共通なものにしていくことを価格算定委員会ではもう一度洗い直した方がいいのかなと。

料金認可の査定と一緒にして、申請が来るんですよ。そうすると、そこに金額が書いてあるんですね。それについていいとか悪いとかとたくさん査定作業というんですけれども、価格算定委員会も恐らく同じような作業でありまして、その持つてくる価格がいいかどうかというのは実は誰にも分からないんですが、FITの場合にはヨーロッパの例があるので、これを見ながらやっぱり見ていくという、そういう査定をすべきだということであれば国会からのメッセージとして発していただけではない、そんな思いでございます。

○清水貴之君 その国民負担を減らすという意味で、ちよつとFITとは離れてしまふかもしれないんですけど、この四月から電力の小売の自由化というのが始まりました。ただ、それほど盛り上がっているかと言へば、申し込んだ方が数%しかまだいないということで、私は、これは電力の流れの中でいったら非常に大きな動きなわけですから、もつと盛り上がつていかなければいけないかと思ふんですが、ただ、そうならないというところに関して、石川参考人はどのような御意見をお持ちでしょうか。

○参考人(石川和男君) 自由化というと、通信の自由化と非常に比較されることがありますが、私は、自分も電力自由化を政府で何回か参画をして、大口自由化とか卸自由化のチームに入りましていろんな政策をやらせていただきましたけれども、通信自由化のようなものと比べると、余り電力やガスの自由化というのは、何といひますか、一般庶民の心をそんなに、本能を刺激する何か刺激的なものがない。多分、インターネットとか携帯電話話というのは非常に刺激的なコンテンツがありますね、ちよつと不適切な言葉なのでここでは言いませんが、そういう本能を刺激するものが多分にあるわけです。

ところが、電気やガスの場合には、基本的にはお金の問題、そこだけなんです。そうすると、切り替えることによって何%下がるのかとか、あるいは一旦セット販売で入つてしまつたら変更できないとかいろいろあつて、そこでもまだ盛り上がりには欠けるのかなというのが私の個人的な感触と。

あとは、やっぱりセット販売が先行し過ぎちゃつて、全部欲しいという人がそんなにいないのかもしれない。

それともう一つ、これは低所得者に対して非常に配慮しなければいけませんので、それは必ずやってきますので、それは是非ともその視点をお持ちいただければというふうに思ひます。

ありがとうございます。

○清水貴之君 最後に、山地参考人に、地産地消については、最後はお話し、時間がなかったのですが、余りいただけてなくて、ただ、積極的な御意見は余りお持ちでないようなニュアンスを感じたんですが、その辺りについてはいかがでしょう。

○参考人(山地霊治君) 地産地消というのが、特に先ほどの電力の自由化で、地方自治体が多いですけれども割と地産地消をうたつて電気事業小売に参入というケースがあつて、その電源もローカルな電源ということで再生可能エネルギー発電が多いんですけども、ただ、私、例えば熱であるとかバイオマスであるとか、移動にコストが掛かるといふものは産地で消費というのは合理的なんですけれども、電気の場合は、特に自然変動する太陽光とか風力のような電気の場合には、需給マッチングするためには、小さいところで需給バランスさせるよりも、さつきもお話しがありました、より広域で調整する方がずっと合理的なわけですね。

したがって、地産地消といって小売事業をやっているのがいけないというんじゃないだけども、電気も、狭い範囲で生産と消費を、しかも時間ごとに一致させようと思つていないようなんですけれども、ただ、そう考えるのはちよつと

自縄自縛である、むしろ電気になったら広いネットワークで調整していくのが合理的だと、そういうことを申し上げようと思っていたわけです。

○清水貴之君 どうもありがとうございます。以上です。

○松田公太君 お三方、大変貴重な御意見をありがとうございます。

拝聴してまして、三つほど大きく分けて質問させていただきたいなというふうに思いましたので、まず質問させていただいて、最後にお答えを順次いただければというふうに思います。

まず、和田参考人なんですけれども、熱く語っていただきました市民を巻き込んだ共同開発発電所、すばらしい御活躍だというふうに思っておりますけれども、私もドイツやデンマークは数年前になりますが見学に行かせていただきました、そのような動きを拝見してきました。

ドイツの場合は、例えば地元大学とか共同でやっているようなケースも見受けられたわけですから、そのようなケースが、まず一つ、日本にあるのかどうかということの後で教えていただければと思いますのと、あともう一つは、これを拝見していますと、太陽光発電が多いですね。

例えばデンマークの方ではたしか風力発電なんかも市民参加の下にあつたと思いますし、また、バイオマスなんかはドイツで盛んでしたね。電力だけではなくて、熱の供給ということにおきましても非常に盛んにやっていたらいいなというふうにも思いますが、そのようなケースが日本ではあるのかどうか、また、和田参考人が携われたケースとしてあるのかどうかということが一つ。

そしてまた、このような動きをしていますと、やはり地元をまとめたところとか、絶対いろんな不協和音とか出てくるわけでしょうか、そういう問題となったケースが日本であったかどうか、プラスの面だけじゃなくてマイナスの面も是非教えてくださいいただければというふうに思います。

次、石川参考人にお聞きしたいんですけれども、非常に分かりやすい資料をまとめていただきましたし

て、ありがとうございます。

最後のこのまとめの部分なんです、すぐ逃げる再エネ関係筋は不要、おっしゃるとおりだと思います。おっしゃる中では、やはり大手なんだろうと、そういう意味合いが含まれているというふうに思いますが、電力自由化を長期的に見て、私は、電気代を下げる、国民、消費者にとってプラスになるということももちろんありますし、また同時に、今の送電網がまだ大手に押さえられているという状況ではなかなか難しいんだと思ってい

るんですが、一方で、ベンチャーを育てるという側面も私は絶対あるべきだというふうに思うんですね。そのベンチャーを育てるに当たって、将来的に大手となるようなベンチャーを育てるに当たって何かこういったものが必要で、何かその施策を御経路上で考えることができるのであれば、それを是非教えていただければというふうに思います。

そして、もう一つなんですけれども、先ほど力強く核燃料サイクルはやるべきだという発言を

していただきましたが、これは数か月前の、私、石川参考人の資料を読む中で、いろいろ見ていた中で、ハフポストに寄稿されていた記事を見付けましてそれを読ませていただいたんですけれども、それに「もんじゅ」について書かれていたんですね。

ちよつと一部だけ読ませていただきますと、JAEAが反省点が多いのは周知のことであり、それを改善するのはもちろんJAEAの責務に決まっています、しかし同時に、これは我が国が長年にわたって、振興する側としても規制する側としても、直接関与してきた国家事業なんだ、この点

は、一番問われるべきは国の行政責任であると私は思うというふうに書かれているわけです。

私も全く同意見なんですけれども、どのような責任の取り方が適切なのかなということ、現状では、やはり国も電力会社も押し付け合つて、またその責任を取りたくないということもあって、なかなか核燃料サイクルに見切りを付けることが

難しい状況だというふうに思うんですけれども、どうすればやるべきことができるのか、教えていただければと思います。

○参考人(和田武君) こういう再生可能エネルギー発電プロジェクトに大学としてどういうふうな関わりがあった例があるかということなんですけど、具体的な個々のプロジェクトに大学を挙げて参加しているという事例は私はちょっとまだ知りません。ただ、大学が、大学の研究者がこういうものに関わっているというのは結構たくさんあると思います。私自身が元々大学に所属しながらこういう市民共同発電所の一番最初の取組から関わってましたし、そういう私のような取組をして

いるような大学人、結構たくさんおられます。だから、そういう意味での大学との関係というのは、そういうことになるかと思えます。

それから、太陽光以外のバイオマスとか風力とかそういうものにそういう市民参加型のものがど

のぐらいあるかということですけど、風力に関してはもう多分十五基でしたか、市民共同で風力発電所が建設されています。最初に北海道に造つて、その後は青森、秋田、東北を中心にして広がって、今では千葉にもありますし、石川にもあります。そういうふうな事例は先ほど申し上げた共同の出資でやるようなやり方で、風力の場合は、FITがない以前は電力会社との個別の契約で買取コストを決めたもので、RPS法がない時代は一定の利益が出るぐらいの条件あつたんですね。ですから、割と太陽光よりもやりやすかつただろうと思います。私自身もそういうものに参加しています。

バイオマスに関しては、そういう参加といひますか、むしろバイオマスの中のバイオガス、これは畜産農家なんかを取り組むような取組ですね、これは、北海道を中心にして、今このFITを使つていっぱい出てきています。ドイツなんかでもバイオガス発電は農民が七割ぐらい所有しているような状況ですので、こういう小さな規模なものについてはそういうふうな取組を増やしていけば

いい。

木質の発電の場合も、私は、そういうふうな地域の企業、例えば木材会社とか森林組合とか、こういう地域の主体が取り組めばいいというふうに思っています。

そういうところと都市の住民がある意味では共同出資に参加するとか、そういうことができればなおいいだろうというふうに思っております。バイオマスのそういう取組事例というのは幾つかございます。

以上です。

○松田公太君 マイナス点、今までやってこれ

て、こういう問題が発生したとか。

○参考人(和田武君) 問題が発生したというより

も、こういうことをやっていく上で非常に障害になつて

いるのは資金の問題ですね。要するに、融資を受けにくいという

ことですね。

ドイツなんかですと初期投資分の八割、九割、銀行が貸してくれるんです、市民参加型のものであつても。ところが、私も幾つかの金融機関と話し合

ネルギー企業、電力会社であるとかガス会社であるとか、そういうところの人、人材の能力をどう活用するか。ベンチャーというとかにも年齢が若いという印象なんです。私はそうは思いません。やはり年齢を問わずそのスキルを持った人、極端なことを言ったらOBでもいいと思います。が、そういう人々を活用しながら、発電設備の維持はこうあるべきと。

ただし、問題はファンドなんですよ。お金のところについては、これは私が松田先生に言うのはちょっとまさに僭越なんですけれども、そっちの方の資金集めの方については、これはどうしてもやっぱり若い力が必要、リスクの取り方も含めてですね。それは、やはりそういうベンチャー企業の人たちに一定の今あるベンチャー支援策をもうちょっと拡大しながら付けていくというやり方がある。

だから、人はベテランの人をまず、で、後進を育てる役割、ファンドについては私は若い力と、こういうふうに通じております。

それから、「もんじゅ」についてなんです。まず、核燃料サイクルやるべきと申し上げましたのは、先ほどの安井先生の御質問ですけれども、核燃料サイクルはまだ始まっておりません。しかし、申しましたとおり、いずれ必ず、脱化石燃料と脱原子力の時代が必ずやってくると思っております。私は脱化石燃料の方が早いと思っております。私にそれまでの間にどうしのぐかということについて、核燃料という少々危なっかしいものをいかに安全に使っていくかという発想の中で、核燃料サイクルについては始めてそしていつかはやめるということをきちんと持ちながら、あくまでも過渡的なものとして核燃料サイクルを扱う。

「もんじゅ」については、やちよと高速炉です。違うんですけれども、これも、これについては行政責任と書きましたのは私は元々その世界にいたからなんですけれども、やはり押し付け合いの構図が相当あったと思うんですね。ですから、そこはなかなか中央官庁だけでやり切るとい

うのは難しいのでありますけれども、政治と行政が一体となってこれについて、「もんじゅ」については、私は、今文科省で検討が進んでおると思っていますけれども、実施主体を変えて、そしてラストチャンスで、ただし、そのハフィントンボストの提言でも書きましてとあり、予算にたがをはめて成果主義で、その成果が出なければ今度はパツというぐらいの、強く出る、この姿勢を是非とも政治の方から打ち出していただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○松田公太君 ありがとうございます。

○和田政宗君 日本の和田政宗です。

今日は、お忙しい中、お三方、本当にありがとうございます。

私は、日本の発電は将来全て再生可能エネルギーになればよいというふうに通じておりますけれども、これはまだ時間の掛かるものでありまして、電力の安定供給やそのコストを考えた場合に、原発再稼働はやむを得ないというふうに通じております。

しかしながら、その再稼働におきましては、福島第一原発事故で被害に遭われた方の生活再建や賠償の問題がしっかりと見通しが立たない中で、こちらも再稼働こちら再稼働となれば、被災地の感情としてはちょっと待てよというふうになるわけでありまして、私もそのように思います。

そこで、山地参考人と石川参考人にお聞きをしたいのですけれども、お二方は原発再稼働については進めるべきとの立場だと理解をしておりますけれども、原発事故被害者の生活再建等の見通しがまだしっかりと立たない中で原発の再稼働を進めることについてどう考えるか、御意見がございましたらお願いをしたいというふうに思います。

○参考人(山地憲治君) 原子力発電所の再稼働について私は賛成でありまして、昨年まとめられた二〇三〇年のエネルギーミックスの数値、二〇から二二%ぐらいというところまで稼働を持っていきたいと思っております。

そのときに、被災者の方の不安、あるいは現状回復といいますが、やっぱりそれは非常に重要な条件であると思っております。それだけではなくて、あの原子力災害を日本中が見て経験したわけで、それによって原子力に対する不安感というのはまだ広く根強く心理の中に入っていると思えますから、不安に対する対応というのは非常に重要なことと考えております。

したがって、リスクはしかしゼロにはならないわけですね、今の例えば汚染された低線量の被曝も含めてですけれども。その原子力のリスクをちゃんと真つ正面から見据えて、そのリスクはしかし受け入れられるものかどうか、そういう議論を進めていくべきだと思います。まだまだ、しかし、これには時間が掛かると思っていますので、並行して進めていくべきことかと思っております。

○参考人(石川和男君) 和田先生、御質問ありがとうございます。

原子力については、これはもう感情的には受け入れ難いというのはいさよよく分かります。しかし、人類が今まで経験した原子力事故、福島を含めて三回、アメリカのスリーマイルズアイランド、それから旧ソ連ウクライナのチェルノブイリ、実はアメリカと旧ソ連は、事故炉以外は全て普通に正常に稼働させ続けているんですね。

外国がそうだから日本でそうしろというふうには、絶対そうしろというわけではありませんが、そこはやはり、これは、この事故処理はきちんとやる、地元対策もきちんとやる。しかし、ほかのところについては、やはりそこは経済、社会をそのまま維持し続けるという、何といいますか、ある意味でのめり張り、縦割りの発想、こっちはこっち、あつちがあつちということ、この発想がやはり僕は国政のレベルでは求められるんだろうと思えます。

そして、ただし、おっしゃいましたように、福島第一原子力発電所の事故による避難民の方々の生活ということですが、これはもう当分心配は続くと思えますが、やはりそれにはお金が要すると思

います。じゃ、それを税金ですつとやるのかと。消費税をやるのか法人税をやるのかと言われたつて、なかなか財源がない。

私は、別途資料をお配りしておりますけれども、福島第二原発についてはいろんな議論がありますけれども、これは私の試算によりますと、欧米、アメリカ並みにフル稼働させると、もちろん安全が第一ですが、フル稼働させますと年間五千億ぐらいの利益増効果が出てくるんですね。これをきちんと、全額とはいいませんが、ある程度配分しながら、先ほどの御質問で出ておりますけれども、例えば再エネの投資にやって、再エネという未来に対して投資をするとか、そういうビジョンを描きながら、うまく日本の国内だけで、ここにも書きましたけれども、国民のお金は国内で回す。で、復興もする、再生エネルギーもやる。この道筋を、まだ出ていないので、是非ともこの委員会が新たなテーマとして出していだだきたいなと、そういう思いであります。

以上です。

○和田政宗君 そして、和田参考人にお聞きをいたしますけれども、原発再稼働ですけれども、これはどんなことがあっても、どんな条件でも和田参考人は駄目だというお考えでしょうか。いかがでしょうか。

○参考人(和田武君) 今、熊本のような、ああいう地震が頻発しているわけですね。あそこなんかは予測ですと物すごい低い確率でしか予測されていない。そういうところでもああいうことが起きるんです。そういうのが日本の地理的な条件だと思えます。

私は、実はチェルノブイリ原発事故があった後、それ以前は原子力の平和利用はいいことだと思つていました。私の大学の専攻は放射線化学です。つまり、放射線を活用して化学反応で新しい化学反応を見出す、そういうことをやってきた人間です。当時の日本原子力研究所とも共同の研究をやつたりしていました。しかし、そういう専門的な知識を持つている上でチェルノブイリを見た

きに、これはもう日本の条件ではやってはいけな

というの、その頃、私は日本で起きたさうい
う地震や津波の状況を歴史的に調べました。とて
もその当時の日本が、日本で言っている、いわゆ
る安全神話と言っているようなそんな状態ではな
い。その当時の地震の耐震基準も、起こっている
地震の揺れのガルからすると、はるかにそれが上
回っている。この間もさうでしょう。もう耐震基
準を大幅に上回るような地震が幾つも起こってい
ますよ。それがどこで起こるかも分からないんで
す。そんな条件の下で原発を動かすというのは極
めて危険です。

もう一つ申し上げると、福島原発の事故は、ま
だむしろあれだけで済んだというのは不幸中の幸
いだと私は見ています。といいますのは、放射能
の八割以上が海側に流れています。三月というの
は北西の風が中心ですので、大部分がそういう方
向に流れたんです。二割ぐらいが流れたことで今
の状況が起こっているんです。あれがもし日本海
側で起こっていたら、あんな状態では済みません。
恐らく日本壊滅の大変な状況になっていたでしょ
う。

そういうことを予測しますと、これはやはり動
かすべきではない。一旦起きてしまったら日本は
壊滅です。そういうことを考えておかなければい
けない。想定外と言いますが、想定外というのは
は想定しなかった方が責任があるんです。想定す
べきです。そういうことを含めて、私は動かすべ
きではないというふうに思っています。

○和田政宗君 ありがとうございます。
最後に、石川参考人にお聞きをしたいというふ
うに思います。

再生エネルギー一〇〇％というのは、これは達
成には量的にも技術的にもまだ更なる飛躍が必要
なわけですが、日本近海で採集が可能なものとし
てメタンハイドレートというものがございま
す。これは化石燃料であるわけですが、これも、
排出する二酸化炭素というのは他の化石燃料に比

べると低いというようなところがございすけれ
ども、このメタンハイドレートを活用した発電に
ついてはどういうふうにお考えでしょうか。

○参考人(石川和男君) メタンハイドレート、大
分探掘が、研究段階も進んでいると聞いておりま
すけれども、やっぱり化石燃料についても自国
の中で取れるものがあるならばこれは大歓迎の話
なんです。私はややそこはちよつと見通せない
など。なかなかお金がまだ掛かるなどというの
が、後で、それを余り組み入れて期待してしま
いますと、後でがくんとはしごを外すのもちよつと
良くないので、あくまでもやはり自然界に存在す
る太陽とか風力とかが蓄電システムが安く普及で
きるようになるまでは、ほかの化石燃料と原子力
でもって財源を集めて安定供給を維持しながら、
それまでの間、恐らく何十年か、あるいは来世紀
初頭かもしれないが、その頃まではそこでのし
いという、こういうビジョンを掲げる方がよ
ほど現実的かなと、こんなふうに思っております。

○和田政宗君 ありがとうございます。

○荒井広幸君 荒井でございます。出入りしまし
て、失礼をいたしました。

私は、福島という、家族で住んでいるというこ
とだけで言っているわけではないということをも
まづ前提でお話しさせていただいたんですが、エ
ネルギーは人類史そのものだろうというふうに思
います。人や社会あるいは地球環境というものを
常に考慮に入れたうえで、次の世代というところも
視野に入れた考え方というのが必要なんだと思
うんです。

そのときに、原子力発電というのは使いたい
が使つてはならない技術ではないかというの、私
のこの教訓を踏まえての結果なんです。使いた
いがというの、つまりは誘惑ですね。これは政
府の答弁とかにはもう如実に表れる表現があり
ますが、現実的に、それから現実的なエネルギーのベ
ストミックスのために、こういうようなこと

を常に言うわけです。しかし、人類史は常に現在
は過渡期であろうというふうに思っています。その
過渡期である中で、我々は誘惑に負けない挑戦を
していくべきであらうというふうに深く思いま
す。今、我々、政治含めて、誘惑に負けているん
です。逆に言えば、現実というのをある程度受け
入れて、改革しようという勇気を捨てていけると
言ってもいいかもしれません。

そういう意味において、よくよく言われる話で
すが、私のときもさうでしたけれども、出稼ぎや
集団就職が非常に多くて、私の田村市というこ
ろからも山を越えて、原発に働きに行けるという
のはいいねという方だったんですね。しかし、か
わい子供たちが集団就職に行く、そして、お父
さんは農閑期には出稼ぎに行く、こういうこと
というのはどんなものかなというふうなもの、政
治を志す頃の私の頭の中にはありました。何でか
わい子供らと一緒に生活できないのかなと。生
まれ育ったところで学校にも行き、あるいは戻
ってきて、そして働ければなというふうに思った。
それが最大公約数的に原発を誘致する最大の力
だったですね。

ところが、今、無残にも家族は分断なんです。
地域も分断なんです。花見さえできないんですよ。
あんなところは自主避難しているから風評被害
まき散らしているようなものだと、俺の方はちゃ
んと家族が帰ってきてやっていけるんだぞと。これ
は人それぞれの受け止め方もありますから、ど
れがどうとも言えないわけですね。もちろん、一
ミリシーベルトという基準も含めての様々な受け
止め方はあります。

そういう中で、働く場を提供できない自らにこ
そ恥を私は感じます。新しい社会経済の在り方を
つくれないでいるがために、その誘惑に駆られて
原発というものに走っているならば、これは政治
行政のみならず、我々人類全体がもう一回反省し
考えなくてはならないところではないかなという
ふうに思っているわけなんです。
そこで、私自身は、この機会をみんなが参加す

る機会というふうに捉えています。産業革命以来、
持てる者と持たざる者の区別がはっきりしてきま
した。そして、今、再生可能エネルギーも含めま
して、自ら生産し消費するという可能性がつけら
れているわけです。つまり、自らが参加できると
いう、産業革命以来大きな転換点にあります。人
はプロシューマと言う方もいますが、私もこのプ
ロシューマを日本に比較的早く紹介した者であり
ます。

こうしたことを考えてまいりますと、例えば、
過渡期には化石燃料はやむを得ない、こう私も思
います。そのときに、水素燃料電池で日本が先駆
けて実用化しているエネファームというものに私
は出会ったわけです。水素燃料電池で、まだま
だ開発途上でもあります。ですから高いというこ
ともあります。少なくともこのコジェネレーショ
ンは、コジェネレーションの観点から見ても、発
電をしながら給湯するという優れ物でありますか
ら、ここに、お風呂に入らない国民は誰もいない
わけで、日本人こそ浴槽が好きですから、これを
置き換えていく。私は家電のエコポイントの発案
者で、七千億で五兆円、これを麻生内閣のときに
実現していただいたものですから、同じような考
え方を持つて、買換えをしていくときに、約四割
方光熱費が下がっていきます、そのものを返済に
充てながら買換えをしていく、こういうようなス
キームでどうだろうかというふうなことでのエ
ネファームをかなり推奨しております。

四人家族で四キロワットで〇・八キロぐらい。
一番状況のいい中で発電をいたしますと、百万キ
ロワットの原発一基なら百三十三万世帯でこれは
完結するんです。十七、八基動かすか動かさない
と云うのだったら、たかだかその十七倍です。
日本には四千八百万戸あります。耐震強化しなく
ちやいけません、地震に対して。そういうことは
も含めて、様々な工夫を凝らせば、原発というの
は少なくとも使わなくていい結果に導き出せるは
ずなんです。ということに私は挑戦をしていると
いうことを冒頭申し上げまして、その中でお尋ね

をさせていただきたいんです。

お金がある人がソーラー発電をして、そしてそれを売電して、お金がない人が、ソーラーパネルも付けられませんが、もちろん参加するという意欲も必要ですが、割高なものを、電力を買ってきたという仕組みですから、私は、三月十一日の後にこれ大々的に入れるときにも実は私は大反対の組だったんです。そういう資金力がない人に負担をさせるというやり方自体がおかしい。資金力がない人の方が分別ごみをやってみたい、いろいろな参加している人の方が多いんです。その人たちに高いものを買わせる。

そこで、百歩譲って私が当初この委員会で賛成したのは何であつたかと、三月十一日前。余力の売電ならいいと言っているんです。自分が使った後のものならば売電するのは結構。結果、こういうことになってきました。一時期私は、原発の問題もあつたから、ある程度加速させるというためにはやむを得ないというふうに思いましたが、そもそもこのやり方というのは、先生方も御指摘のとおりで、長短あるやり方なんです。最大は、参加する意欲があつてもお金がない人は参加できないというスキームなんです。この辺を我々は大きく変えていかなきゃならないということを常に自問し、矛盾を感じ、自分の力のなさ、提案力のなさを常に痛感をしているということなんです。

そこで、お三方に手短に私の方で聞かさせていただきたいと思いますが、コジェネレーションを、果たして、再生可能エネルギーということばかりじゃなくて、コジェネレーションのもののエネルギーというものを、これで電力をつくるといった場合にはどういうふうに扱っていったらいいかなというふうに考えているんです。今はただ単に発電というだけで考えているんです。発電プラスコジェネをしなければその発電も買わないとか、あるいは価値を持たせないというんですか、そういう考え方があろうかと思いますが、この辺はいかがでしょうか。山地参考人、石川参考人、和田参

考人にお尋ねしたいと思っています。

○参考人(山地憲治君) まず、コジェネですけれども、今回のFIT法改正案との関係でいいますと、コジェネ型になるのはバイオマスの発電、これは実際にコジェネで電気も熱も供給しているというケースがあつて、その電気の部分はFIT制度によって買い取られていて、それが高く買い取られますから、コジェネとしての推進、つまり熱も商売できますので、推進、導入促進に寄与しているというふうに私は考えております。太陽もそれから風力も熱供給できない、原理的にできないわけではないんですけれども、現実的にはバイオマスかというふうに思っています。

あと、お尋ねとちよつと違うんですが、FIT制度に関して、太陽光を設置できる人できない人の話がありました。これは、審議会の議論のときには実は、FITの賦課金、電気の消費キロワットアワー当たり一律に賦課金を課すということのいわゆる逆進性について随分議論がありました。これは、消費税以上に、電気は必需財ですので、逆進性非常に高いもの、それを是正すべきだという議論はあつたんですが、結局その議論が今立ち消えになつていきます。是非、これはある意味政治の役割だと私は思っています。政治家の先生方、荒井先生始め、是非取り上げていただきたいポイントです。

以上です。

○参考人(石川和男君) コジェネレーション、熱と電気の併給ということで考えますと、実はドイツに行きましたときに面白い話を聞きました。太陽光はFITで固定価格買取制度なんですけど、太陽熱も需要があるんですね。ところがそつちには何もないんですよ。ドイツの消費者団体の方が今度は太陽熱じゃないかなとおっしゃっていました。

私は、このFIT法の今回の本法案については太陽熱は対象になっておりませんが、今後、やつぱりエネルギー基本計画、また改定されると私は思っておりますし、ちよつとこの頃このFIT

Tの三年後がまたやってきますので、そこまでの間に、太陽光発電だけじゃなくて太陽熱というものに焦点を当てて、どういう負担の在り方、あるいはお金の徴収の仕方とか補助制度等々があり得るのかというのは、まさに次の三年後の見直しまでに宿題を課すということで検討を深めていければ非常に前向きなのではないかとこのように考えております。

○参考人(和田武君) コジェネは大いに増やすべきで、先ほど私、最後に申し上げた追加的な項目の中に、熱利用、再生可能エネルギー熱利用の新たな制度を設けてほしいと。その熱利用の中心になるのがコジェネ等の在り方です。

もうデンマークなんかでは普通の火力発電ほどんど造っていません。コジェネばかりです。そして、その熱を地域暖房で、人口の六割が地域暖房に加入して、安い安全な暖房が使われているんですね。日本の方は暖房だけでは済みませんので、当然冷暖房。熱さえあれば冷房もできるんですね。そういう仕組みもいろいろ入れながら、いろんな熱利用の需要も起こしながら、是非コジェネを立ち上げていく、増やしていく。ドイツでは増やすための言ってみればコジェネ税のようなものが電気料金の中にちゃんと入っています。

そういうふうな形で、やつぱり効率がいいわけですね。普通の発電所は最大四五割ぐらいですけども、コジェネだったら少なくとも六割以上、場合によっては七割、八割の効率になりますから、資源はその分だけ節約できるわけですね。ですから、是非これは大いに増やしていく方向性を明確に打ち出してほしいと。とりわけバイオマスについてはコジェネを中心にやるような、それを含めたFITの仕組み、さらにそれに熱の仕組みも加えて、トータルにそういうものが促進できるようにしていただきたいというふうに思っています。

○荒井広幸君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(小見山幸治君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開会

○委員長(小見山幸治君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、資源エネルギー庁長官日下部聡君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(小見山幸治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小見山幸治君) 休憩前に引き続き、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○滝波宏文君 自由民主党、福井県選出の滝波宏文でございます。本会議に続き、再エネ、FIT法の改正案につきまして質疑をさせていただきたいと思ひます。一昨年四月にエネルギー基本計画が閣議決定されました。このエネルギー基本計画を踏まえ、昨年七月にエネルギーミックスが策定され、これからこのエネルギーミックス実現に向けて着実に取り組を進めていくことが必要であります。

一方で、電力システム改革、これは本年四月から施行されましたが、自由化が進み、市場に任せ

たままでは低コストだがCO₂排出の多い石炭火力が増加することですとか、地域独占総括原価主義が撤廃されることで原子力事業者の経営状況が悪化することなども想定されます。

自由化により競争が進む中でもエネルギーミックスを実現させていくためには、市場に任せるだけでなく、政府としても様々な政策措置を講じていくことが大事だと考えられますが、エネルギーミックスの実現に向けた決意と、そしてこのFIT法改正案がエネルギーミックス実現にどう役立つのかという点を経産大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(林幹雄君) 自由化により競争が進む中、二〇三〇年度におけるエネルギーミックスを実現するためには、単に市場に任せるのではなく、国として総合的な政策措置を講じていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

まず、再生可能エネルギーにつきましては、国民負担の抑制と最大限の導入、この両立に向けて、本法案によってFIT制度の見直しに取り組んでまいります。具体的には、新たな認定制度を創設しまして未稼働案件を防止する、コストの引下げに向けた入札制を導入する、中長期的な買取価格の目標を設定するといった措置を本法案に盛り込んでいくところであります。

例えば省エネについては、産業トップランナー制度の拡充や中小企業等の省エネ投資への支援等によりまして徹底した省エネを進めるとともに、火力発電の効率化を図ります。

また、原発については、安全性を最優先いたしまして、原子力規制委員会によって新規制基準への適合を認められた場合には地元との理解を得ながら再起動を進めてまいります。これに加えて、自由化が進む中でも原子力事業を円滑に進めていくことを可能とするために、先般成立させていたいただきました再処理等拠出金法を含め、様々な課題に対する政策措置を進めてまいりたいと存じます。これらの政策措置を総合的にバランスよく講じていくことによりまして、自由化の下でもエネルギー

ギーミックスをしつかり実現していきたいと思っております。

○滝波宏文君 どうぞ着実に進めていただきたいと思っております。

さて、今回のFIT法改正案につきましてですが、再生可能エネルギーの重大な課題、やはり国民負担とのバランスということがあるかと思っております。

エネルギーミックスの中でこのFIT制度による買取総額、二〇三〇年において三・七兆から四兆円というふうになっているわけでありすが、制度開始から四年の今年度において既に二・三兆円と半分以上まで、これは再生エネ全体で達しております。

とりわけオーバーシュートしているのが太陽光発電であります。太陽光発電の二〇三〇年における買取費用、これは、この四兆円のうち二・三兆円と見込まれているわけでありすが、今年度で既に一・八兆円、約八割を使っているという、迫っているという状態であります。

初期のキロワット当たり四十円という高い買取価格で認定を受けいまだに稼働しないいわゆる未稼働案件、これは本当に問題でありますし、取消すべきだと思っておりますが、よりコストの安く多様な再生エネルギーの導入を進めていくこと、これが、先ほどもお話ございましたが、エネルギーミックスの実現の中でも非常に重要だと思っております。

改正についてどのように対応するのか、北村政務官にお伺いをいたします。

○大臣政務官(北村経夫君) お答えいたします。

今、滝波委員が触れられました未稼働案件でございますけれども、平成二十四年、二十五年度におきまして認定を受けた案件の中で運転に至っていない件数、これは三十四万件に上っております。このようにたくさん案件が発生しておりますけれども、この未稼働案件、何を今引き起こしているかでありすが、一つは、再生可能エネルギーの導入拡大につなげていない、二つ目

は、系統接続の枠を空押さえをしており、より低コストで発電可能な後発の事業者の参入を阻害する要因となっております。このことは、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制のどちらにも反しておりますので、早急な対策を講ずることが必要と認識しております。

このため、本法律案におきましては、新たな認定制度を創設いたしまして、接続契約の締結といった事業の実施可能性を確認した上で認定を行うこととしております。また、既存の認定案件につきましても改めて新制度の認定の取得を求め、こうしたことによりまして未稼働案件の排除、防止を図ってまいります。

○滝波宏文君 国民負担の関係について少し続けていきたいと思いますが、こうした太陽光の未稼働案件への対応など、今回の改正によって国民負担をできる限り抑制していく、これ大切なことであります。

特に我が国経済ということ考えたときに、電力多消費産業において、賦課金も含めた電力料金の上昇というのは、これらの事業に、そして我が国経済社会に大きな影響を与えるわけでありま

す。震災以降、電力料金が上がっている中で、原子力の再稼働など、全体として電気料金を引き下げていく、こういう努力が重要なわけでありすが、けれども、国際競争力維持強化のために、電力多消費産業の賦課金の負担を軽減する減免制度、午前にもちよつと議論がございましたが、これやはり引き続き重要だと思っております。我が国の活力維持のために、真に必要な事業が現行と同様の措置が受けられるようにすべきだと考えます。また、省エネの要求、これも大事なことでありますが、コントロールの及ばないような外生的な要素はちゃんと踏まえて考慮した上で、省エネへのインセンティブがちゃんと働くような建設的な仕組みにすることが大事ではないでしょうか。

については、今回の改正を踏まえ、政府として具体的にどのように対応するつもりか、伺います。

○政府参考人(目下部聡君) 今お尋ねのありました賦課金の減免制度でございます。

これは、元々、制度発足当時から、電力多消費事業者の国際競争力を維持強化をしたいと、そのために賦課金の負担を八割軽減する措置として導入をされました。制度を運用して年月たっているんですけれども、一方で、現在、賦課金の水準が上昇している中で、この制度に対して、いわゆる公平性の観点から幾つかの意見が出始めております。

賦課金が一律八割軽減されている制度対象事業者と、制度の対象にならない一般家庭の方々、あるいは制度の対象とならない事業者の方々の間で不公平が拡大しているのではないかと御意見、あるいは、制度の適用を受けている方々の間の中でも、省エネ努力をしないで電気をたくさん使っている者がいるのではないかと、あるいは国際競争力と余り関係のない方々まで含まれているのではないかと御意見が出ております。

したがって、今回の法改正におきましては、経産省としては、まず電力多消費事業者の国際競争力の維持強化、この趣旨の重要性は変わりませんので、この制度は基本的に維持していこうと考えてございます。一方で、制度とならない方々に対する理解を求めていくことも重要でございますので、例えば省エネの取組をきちっと行っているかどうか、あるいは、国際競争力の観点から賦課金を軽減する、必要かどうかといったような新たな確認をする、そうした見直しを行いながらこの制度を維持していく考えであります。

以上です。

○滝波宏文君 やはりエネルギーは我が国の経済社会の本当に基盤でありますので、そのハンドリングうまくやっていたいだきたいと思ひますし、関係者ともよく相談しながら進めていただきたいと思います。

そして、先ほど議論いたしました未稼働案件の話にちよつと戻りますけれども、新認定制度を創設し系統接続を要件とするということで、太陽光

の未稼働案件の対応、一歩前進するんだと思います。

ただ、太陽光発電のコストが年々下がってきている中、新認定を取得し買取り価格が決定されているにもかかわらず、設備の値下がり待ち、長期間にわたり発電に至らない事業者、これがまた再び出てくることはないのかというふうな懸念があります。それがまた三年、五年、十年と運転開始しない場合でも買取り価格を維持していくことが果たしているのかというふうに思います。

そういう新たな未稼働案件の発生を防止するためにも、やはり認定の取得後から運転開始まで期限を切っていくべきではないかと考えております。またあわせて、今回、現行法で認定を受けた未稼働案件についても、新制度での認定とみなす場合はこうした期限が必要だと考えますが、経産省の考えをお伺いいたします。

○政府参考人(藤木俊光君) お答え申し上げます。

今回の法改正におきまして、電力系統への接続契約締結を条件とするなど事業実施可能性の高い案件に対して認定を行うというのが新しい認定制度でございます。これによりまして、未稼働案件の発生をこれまでよりは格段に防止するという効果があるというふうに思っております。

しかしながら、御指摘のように、新しい認定制度で認定を受けた案件であっても、例えば系統の問題もありますし、いろんな事情で運転開始が大幅に遅れてしまうという案件が発生するおそれというのはあるわけがございます。そうした場合には、これまでの未稼働案件と同じように、結果として太陽光パネルがその間にぐっと値段が下がって予定していたような価格とは釣り合わないというような問題が生ずる、そういう懸念があるというところは事実だというふうに思っております。

こういうことでございますので、私どもとしても、御指摘ございましたみなし認定という案件も含めまして、新しい制度の認定を受けた案件については、認定の効力あるいは買取り価格の設定と

いうところで早期の運転開始を促す、そういうような仕組みをこれから詳細の制度設計の中で入れて込んでいくべきではないかということで、そういった検討を是非していきたいというふうに考えております。

○滝波宏文君 今回、法改正をして制度の見直しやったわけですから、イタチごっこになっちゃやうなことがないようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

さて、ここで、五月十日にもバックエンド法の関係でエネルギーの政府質疑をやらせていただきましたが、そのときちょっと時間がなくて話ができなかった志賀原発の話、今日もまた配付資料を配らせていただいております。改めて、同じものですが、これを踏まえながら、規制委員会委員長においでいただいておりますので、質問をさせていただきます。

原子力規制委員会、発足して約三年半が経過しましたわけですが、審査はまさに遅々としております。新規制基準適合性審査の申請があった二十六基のうち、審査を終えて設置変更許可されたのは川内一、二号機、高浜三、四号機、伊方三号機の五基のみであります。田中委員長は当初、審査に半年とか言っていたのにもかかわらず、川内、高浜の実績で見ると、この申請から設置変更許可までに約一年二か月から一年七か月掛かっておりまして、その後、工事計画等の認可や使用前検査で再稼働するまでには更に十か月から一年掛かっている、こういった状況であります。

設置変更許可の審査中のプラントの中には、平成二十五年七月の新規制基準の施行日に申請してから既に二年十か月が経過、すなわち、この後二か月たつとちょうど三年経過というふうなことになるような、そういったプラントもあるわけでありまして、審査が停滞しているのは明らかであります。この状況をどうすべきかというのの大きな我が国の問題なんだと思っております。

原子力は日本のエネルギー政策上重要なベースロード電源、こう位置付けられているわけであり

ますが、これがそういった規制委員会の審査の停滞によってスタックしているということであれば、これはもう規制委員会及び規制庁の力量不足というふうに言わざるを得ないんじゃないかというふうに思います。審査体制も早急に強化し、効率的に審査を進めることが、これは規制機関としての責務であるはずですが。

そもそも、規制委員会自身が二十五年十一月十七日に決定した、いわゆる原子炉規制法等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等、これによりまして、炉規制法第四十三条三の八第一項に基づく設置変更許可に係る標準処理期間、これは二年となっているわけですが、先ほど申し上げたように、もう既に三年近くなっているという状態でありまして、しかも今、大体、もうしばらく、このぐらいたつたら審査が終わるというところが見えてくるならまだしも、まさにいつ変更許可が出るか分からない、そんな状態が続いているわけでありまして。これでは、まさに予見可能性、これが無いというふうな状態でありまして。

委員長に御認識いただかねばならないのは、規制委員会がやっているのは行政手続であること、そして特にその行政手続の中でも規制というのは非常に厳しい手続なわけでありまして、それを所管している規制委員会において、この予見可能性、そしてこれはデュープロセス、適正手続の重要な要素であると思っております。これを欠いている、非常にゆゆしき事態だと思っております。

この問題について具体的にどのように責任を果たすおつもりか、田中委員長の見解を伺います。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 審査の遅れの御指摘でございますけれども、審査を全体として効率的に進めるため、適合性審査の結果のみならず、主な論点をまとめた審査書の作成、適合性審査で確認すべき事項の整理、審査をより効率的に進めるための集中審査など、様々な工夫を行っております。原子力規制委員会としては、引き続きこうした取組を継続していく所存であります。一方、事業者においても、先行審査における論

点を踏まえて準備を行うなど、いい対応をしていただかないと効率的な審査にはつながりません。私が見ております限りにおいては、事業者の当事者能力、技術的対応能力に若干問題があり、遅いというような感じも思うところもあります。事業者に対しては、審査書のみならず、先行審査の状況などもよくフォローしていくよう指導してまいりたいと思っております。もちろん、私どもとしても、限られた人的リソースでありますけれども、これができるだけ効率的に活用しながら進めていく所存であります。

なお、二十六基という非常にたくさんさんのプラントの審査が一気に出てきておりますので、一基当たり、通常であれば、これまでの適合性審査、従来ですと大体多いときで三基ぐらいでしたというふうな歴史的にはありますけれども、今二十六基というものを抱えながらこの二年半ぐらいの間に五基審査を済ませておりますし、そのほか、かなり先が見えてきているプラントもございますので、その辺もよく御理解いただければ幸いです。

○滝波宏文君 事業者の責任というふうなこともおっしゃいましたけれども、やはり私思うのは、規制機関というのは非常に大きな権限を持っているということをしつかり御認識いただく必要があるんだと思います。やはり強い立場の行政権について濫用と言われないようなことを、私は行政の仕事としておりまして、常々そういうことは考えながら行政官というのは仕事するわけでありましてけれども、ちよつとその辺りについて、ずっと規制委員会の審査等々動きも見てございまして、認識が甘いんじゃないかなというふうに思っております。

ここで、私、昔からデュープロセス、デュープロセス、適正手続という話を申し上げておつて、予見可能性その一要素だと申し上げたんですけれども、田中委員長にとって適正手続というのは一体何をしたら適正な手続だというふうに考えるのか、そして、それをどういうふうに今規制

グしてみると、いや、そんなところで伏在断層というのは見当たりませんという状況になっているわけです。

だから、何が起きたかという、その有識者会合に対しては、ほかのまた専門家の方がピアレビューというのでチェックするわけですが、そのピアレビューでどういふに言われたかという、これは二ページ右下に書いてありますけど、地下百メートルでS-2・S-6のずれが止まることのモデルは物理的にあり得ず、仮定としても不適当であり、S-2・S-6の活動に関連付けてS-1北西部が動くという説明は破綻していると専門家が言っているわけであり。

要するに、たまたま選ばれた数名の有識者会合に、この志賀原発の担当者になった人が無理無理言おうとしている話をモデルでトライしたんですけれども、結局、ほかの人がもしその担当者になつていたら、それはそういう結論にならなかつた。非常にあやふやな、正直無理がある話を私はしていると思うんですけれども、この問題について、田中委員長、今どういふふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府特別補佐人(田中俊一君) まず、るる御説明いただきましたけれども、御指摘のモデル計算については、ピアレビュー会合での指摘を踏まえて修正されて、最終的な評価書では、計算に用いた条件は必ずしも妥当ではない可能性があるという記載になっております。したがって、その位置付けも結論を導く根拠とはなっておりません。

つまり、今のS-1というシームですけれども、北西部の活動性に関する評価書の結論は、今御指摘のモデル計算を根拠としているわけではなくて、かつての旧保安院時代に指摘された、いわゆる、もう既に実物を確認することができない原子炉建屋の下にスケッチ、ここで、旧保安院時代にはこれは間違ひなく活断層だという御指摘を受けてきたものです。それを今回の調査、いろいろやってみましたけれども、それを否定するに至っていない、それを否定できるところま

では行っていないというような結論になっています。

指針では、安全上重要な施設、例えば原子炉建屋の下にそういった活動性のあるような地層がある場合には、そもそもその設置許可を認めておりません。したがって、そこをきちっとクリアしなきゃいけないということです。そのクリアするためには、今回は十分なデータが得られて判断したわけではないという有識者会合の結論で、そこで、今後どういったデータを補充すべきかというところで六つの点について御指摘いただいています。

ですから、今後、この有識者会合の報告を踏まえて、私どもの審査では、事業者にこういつた六つの点についてのデータを御提出いただいて、それに基づいて最終的に評価を、適合性審査を進めていくということになるかと思ひます。

○滝波宏文君 そういうふうな根拠になかなかないというふうなモデルを、これ私も経緯知っていますけど、数字がうまく合わないの定量的なことを書けなかつたんだけれども、定性的なことだけ書きましようといつて書き残したと自体が、私、科学者のちゃんと論文書くのだったら、そんなこと普通しないだろうと思うわけであり。

本当にその有識者会合で科学的なことをやってきているのかということが、私は、教員の破砕帯のときも話がいつの間にか変わってきたのを見て疑念を抱いておまして、今回も同じような思ひでおりますけれども、そのモデルに依拠できないなというのは委員長はもう御認識はあるんですか。

○政府特別補佐人(田中俊一君) それは私の認識というよりも、有識者会合、ピアレビュー、ピアレビュー会合が大事だということでありまして、ピアレビューは是非ピアレビュー会合をやつてくたさいということとは私かつて申し上げましたし、そういった中で御指摘を踏まえて科学的にも一度検討し直して、有識者会合自身の中でもこのモデル計算には依拠できないということは、そうい

うふうなまとめになっているということで、これはまさに科学的な判断だと私は思っております。

○滝波宏文君 委員長も依拠できないと分かつているなら、それはそれで一歩前進とかあれなんでしょうけれども。

でも、何でそんな有識者会合をこれまでやってきて、それで結論も科学者らしくないものを出してきて、そういうふうな有識者会合のプロセスをやっているのかということについて私はすごく疑問を持っています。

すなわち、どういうことかという、先ほど予見可能性、その中でも時間の点での審査期間の話をしましたけれども、この有識者会合というのは、いつも議論してございまして、法的根拠がない組織なんです。法的根拠のない有識者会合というのを規制委員会がいつの間にか前置主義をしたわけです、前に置く。要するに、有識者会合を経由しないと規制委員会は審査始めませんよというそういう前置を、前に置くことをしたわけですね。それによつて何が起きているかというと、まず審査期間が延びているわけであり。これは、先ほどから申し上げている適正手続という観点からすると、かなりの行政のやり方としてのまずいやり方なんじゃないかというふうに私は思つてこの問題をずっと取り上げております。

また、以前に決算委員会で宮本先生もおっしゃっていましたけれども、この有識者会議の各それぞれの担当を決めるときも、別の人が選ばれていたら、まあそういう人が例えばピアレビューアーに後でなるわけですから、違う結論になるわけですね。

そういうふうな不安定さというときに、じゃ何が根拠かという、これでもし法的なちゃんと組織であれば、任命行為等がなされて、この人へちゃんとチェックして、みんなでしかるべきプロセスを踏んでこの人に責任を負わせるんだとなるわけですから、有識者会合という、その選ぶ責任を負う人の過程も不安定なわけですね。非常に、私が申し上げたいのは、委員長、すこ

いまずいことをやっていらつしやいますよ。すごい力を持っている行政機関が、適正手続の予見可能性という意味でも、こういう有識者会議の前置主義というのを持ち込んで、なおかつその時間を徒過させている。出てきた結論が、じゃ、恐らくそういうふうな有識者、ないしは規制委員会のメンバーもそうですけど、依拠するところは何かといつたら科学的な知見というところに最後行き着くわけですから、ちょっと正直、こんなの論文とかで書けないだろうという結論を、それこそ日本経済や日本の国民生活みんなに関わるような結論に関わる過程の評価書というのを出している。

これはちよつと行政手続的にも問題なんだと思うんですが、やつぱり有識者会合というのは正しいと思うんですか。手続として。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 一言で申し上げますと、私どもに限らず行政が様々な判断をする場合には、専門家の意見を参考にして決めるということは通常行われています。有識者会合の位置付けも私どもから見ると同じです。

要するに、破砕帯とか、火山の場合もそうですけれども、そういった極めて専門的、特殊な分野に関しては、できるだけ専門家の知見をお借りして、その判断を参考にしながら最終的に原子力規制委員会の責任においてそれを最終判断をするというのが私どもの考えだし、それは、私としては何ら問題ないというふうに考えています。

法的な位置付けのない前置主義という言葉ですけれども、通常の、普通のそういった専門家会合、各行政庁で行われている、たくさんありますけれども、枚挙にいとまがないと思ひますが、そういう専門家会合が全部法的な位置付けのあるという意味でおつしやっているかどうかはよく分かりませんけれども、少なくとも前置主義というのは、それを通さなきゃ審査は行わないということは一度も言ったことはあります。

結局、破砕帯、先ほど申し上げましたけど、重要施設、原子炉建屋の下に破砕帯があるというよ

うな、活動性のある破砕帯があるという場合にはこれは許可を出せませんので、そういった意味で、そういったことをまずきつと評価をした上で始めた方が、いろんな、全体としての審査の効率性とか無駄がないという私どもの判断です。

ですから、必ずしも有識者会合の結論が全て白か黒か明確になっているものではなくて、幾つかの問題が残されたままになっています。今回の志賀の有識者会合の結論も、そういう意味で、こういった点をもっと明らかにすべきという、極めて私どもの判断にとつては、今後の審査にとつては有意義な御指摘をいただいたものと思っています。

○滝波宏文君 今の話は二点違っていると思います。

まず一点、前置主義を決めた覚えがないとおっしゃっていますけれども、平成二十五年三月十九日、原子力規制委員会資料八の二において、規制委員会のその新規制基準適合性に係る審査の開始の前提として、有識者会議の評価書がまとまることをしなければ、それが規制委員会に報告されるまでは新規制基準の適合審査に移ることができないというふうに決めていらつしやいます。これ間違ひなく前置主義やつているし、それから実態としてそうされています。

それから、もう一つおっしゃった有識者会合をあちこちで行っていますよねと。それは認識が甘いんです。これは申請に対する処分の決定をなさっているんですから。申請を始めてから、どういうふうに分かるかというところについてのきちんとした適正手続をもって処分をしないやいけないんです。その間に有識者会合入れる話というのと、多分委員長がおっしゃっているような、いろんな何々局が新しく、例えば金融の世界でもフィンテックという新しいそういうふうな技術革新が出てきましたと、この問題についてどういうふうに政策をつくつたらいいですか、法制度どうしましようか、じゃ、有識者を集めて議論をしましよう。これとは話が違ふんです。事業者は申

請をしてその処分を待っているわけです。そのために標準期間というのがあつて、その間に委員長、多分、ちよつとやつぱり行政を進めるに当たつての議論というのが、もちろん科学者のバックグラウンドあるんで、いろいろどうしても得手不得手あると思いますけれど、すごい権限をお持ちなんです、もう一度ちゃんと適正手続とか予見可能性とか公正さとか、ちゃんと勉強し直していただきたいと思っています。そうしないと、これだけの権限をきちんと預けることに不安を感じてしまふ、それが私の今お話をしていた限りでの思ったことでもあります。

規制委員会の活動原則にあります、透明で開かれた組織、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める、このことをちゃんとやつていただきたいと言っているんです。そういうことをきちんと思えながら、法的根拠のない有識者会議、これを設置して、まあ事業者も、私が聞いている限り、この志賀原発なんかでは評価書の取りまとめの際に第六回から第八回、またビアレブリエール合、事業者は入ることができなかった、出席は許されなかったというふう聞いておりますし、評価書案について意見を述べた機会も与えられなかったというふう聞いております。ちゃんと事業者との健全なコミュニケーションを取つた上でいかなければいけないんだと思います。

私は、昨秋にヨーロッパ、エネルギー関係中心に訪問しましたけれども、そのときに、フィンランドの方と、行政の関係者とお話ししました。そして、向こうは、いわゆるエネルギーに当たる方と、規制委員会に当たる、担当する事務局の方とが二人同席していらつしやうたんです。私ばかりして、いや、日本ではこんなことあり得ないですよというふうに言つたら、何ですかと。そんなの当然、いろんな立場があるけれども、互いにコミュニケーションを取つて、その規制委員会にコミュニケーションの中でどうやって現実的に安全性を高めていくかというのが自分たちの仕事だから、コミュニケーション取るの当たり前なんだ、こういうふうなお話をされました。

私、これがあるべき成熟した規制機関の姿だと思ひますし、もちろん三・一一があつて、いろんな形で審査をどういうふうにするか、試行錯誤あるのも分かります。だけれども、最終的な形というのは決してノー、ノー、ノーと言ひ続けて仕事ができるような組織じゃないんですよ。きちんと言ひながら、事業者が、ああ、そうだ、これぐらいやらなきゃ、これぐらいの何か棟を建てなきゃいけない、これぐらいの安全対策をしないやいけな、でも、それをしてから通るだろうという予見可能性を持つていくことによつて規制がしっかりと進んでいくわけです。そういうふうを持つていかなきゃいけないと私は思ひます。

それを規制委員会に是非やつてほしいというふうに私は思つてございまして、この志賀原発についても、単に有識者会議の評価書だけに、もうそれこそさっきのモデルは破綻しているというのを御存じなんですから、だけに依拠するのではなくて、ちゃんとビアレブリエールが何を言つたのか、それから事業者が何を言つているのか、そういうことに基づいて耳を傾けて、多様な意見に耳を傾けて、規制委員会としてしっかりと責任を取つてほしいと思ひます。

すなわち、もう既に委員長、前からおっしゃっていますけれども、こういった有識者会合の評価書というのは参考なんだとおっしゃっているわけですから、一からしつかりと、まさに権限のある、法的根拠のある規制委員会において、一から責任を持つて、さあ、この破砕帯の話ですね、本当にこんな僅か七百八十メートルのところでも一方が活動性があつて一方が活動性がないってどうやって説明するんですか。そのことについても説明責任を今度負うわけですから、しっかりと委員会審査をしていただきたいと思ひます。

時間も大分迫つてまいりましたけど、最後に、以前に、十一月十二日、一昨年ですけれども、私

が原子力問題特別委員会、参議院のですね、で議論した際に委員長はこうおっしゃいました。炉安審とか燃安審とか使つたらどうかということがありましたが、これはまさに、以前、原子力安全委員会とかそういったところでこういったところにはば丸投げのような状況で、そこにいろんなワーキンググループとか何かできて、その結論を踏まえた規制行政をやつていたことが今回の一Fの大きな事故につながつたという反省もあります。

これ、私、調べてみました。そして、国会事故調の報告におきまして、そのように、福島事故を招いた全交流電源喪失、SBO対策規制化の先送りの舞台として指摘されているのが、これ、旧原子力安全委員会の原子力施設事故・故障分析評価検討会と、その下の全交流電源喪失事象検討ワーキング・グループなんですけれども、実はこれらが法的根拠のない旧原子力安全委員会の私的諮問機関だったわけです。

だから、学ぶべきだったのは、法的根拠のない私的諮問機関、有識者会議、そういったものの丸投げ、このことをやっちゃいけないということだったはずなのに、何で破砕帯でこのままだに法的根拠のない私的諮問機関である有識者会議に丸投げしたんですか。御見解を聞きます。

○政府特別補佐人(田中俊一君) 国会事故調査書で指摘されている点は、いわゆる旧原子力安全委員会において全交流電源喪失事象に係る基準の見直しに関する報告書を原則非公表としたこと、その原案作りの多くを電気事業者に分担させていたというふうなことが指摘されています。こういった指摘を踏まえて、原子力規制委員会においては、規制基準の検討に係る会合は原則全て公開とし、また原案も自ら作成しています。

他方、破砕帯、火山のような、そういった言わば専門的な評価の必要な検討課題については、必要に応じて関係する分野の有識者の意見も活用していただく場合もあると。これは、これを否定することはできません。こうした場合においても最

終的には原子力規制委員会の責任において判断することとしており、有識者会合に判断を丸投げしたものではありません。

法的位置付けがあるかないかという議論でございますけれども、そういうことで行政が進むとは考えられません。

○滝波宏文君 時間もございますので、今九投げをするわけではないということでありましたから、規制委員会の委員長、委員会の責任において、きちんとこの問題もやっていただきたいし、ただし、それでも失われた時間は取り戻せないわけですから、そのことについてしっかりと責任を感じながら、機能する規制機関に早く規制委員会がなることをお祈り申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○河野義博君 公明党の河野義博です。

再生可能エネルギー電力を普及促進していくということはもう国是でございまして、これは異論がない、論をまたないところでございます。一方で、国民負担がどこまでも増加していかいという、それはそうでもないという中で、再エネの推進というのは非常に難しい、バランスの取れた政策が求められているわけでありまして、

二〇一二年の七月に現行のFIT制度が開始されて以来四年がたとうとしております。その中で一定の役割を果たしてきたこの法律でありますけれども、様々な課題がありましたので、これを丁寧に議論をしていただいた、そして各所に相応な配慮を行った上でこの改正案をまとめていただいたものであるということ、私承知をしておりますし、非常に難しいかじ取りだったと思うんですけれど、そのバランスの取れた改正案に仕上がっているということ、私、このバランスの取れた改正案にまとめていただいたことをまずは冒頭感謝を申し上げまして、賛成の立場で質問をさせていただきます。まずは林大臣に、再エネの導入拡大に向けたこれまでの取組と今後の方針を伺います。

先日、福岡県の北九州市でG7エネルギー大臣会合が開催されました、その中でクリーンエネルギー技術開発投資を促進していく取組を主導していくということ、一致がなされたというふうに聞き及んでおります。

エネルギー自給率の向上と低炭素化社会から、また今後は脱炭素化社会、この実現が望まれるわけですが、この実現に向けて再エネ推進は非常に重要な課題でありますけれども、経産省としてのこれまでの取組、そしてその成果をお示しいただきたいと思っております。

○国務大臣(林幹雄君) 河野議員御指摘のとおり、再生可能エネルギーの導入は、エネルギー安全保障の強化や低炭素社会の創出等の観点から大変重要でございます。経産省では、石油危機以降、長年にわたって様々な推進策を講じてきたところでございます。

具体的には、一九七四年のサンシャイン計画の策定以来、官民一体となりまして太陽光発電等の低コスト化、実用化に向けた技術開発を進めてきました。また、開発された太陽光発電技術等の実際の導入を促進するために、一九九〇年代後半から補助金による導入支援を措置いたしました。さらに、二〇〇三年に電気事業者に一定量の再エネ電気の調達を義務付けるRPS制度を創設いたしました。その後、二〇一二年に電気事業者が固定価格で再エネ電気を長期間買い取るFIT制度を創設したわけでございます。

このように、コスト低減の進捗状況を踏まえて、各種の導入支援制度を順次措置してまいりました。特に、二〇一二年のFIT制度の開始以来三年で再生可能エネルギーの導入量が倍増するなど、大きな成果を上げているものと認識をしております。

他方、太陽光の急速な導入が進みまして、国民負担増大の懸念や電力系統の受入れ制約の発生などの課題も生じてきております。こうした課題を克服するための措置を盛り込んだ法律案を今回提出したところでございます。

引き続き、FIT制度の適切な運用を行うとともに、研究開発あるいはまた規制改革などの施策を総動員しまして、関係省庁と連携しつつ取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○河野義博君 FIT制度開始以来三年で倍増、年間三三％の割合で増やしてきた、その一定の役割というのは確かにこの法律によって果たしているんじゃないかなというふうに考えております。

一方で、経産省がリーダーシップを発揮していただいで中核となって推進をしていただいているんですけれども、再エネ導入に向けては各省連携して取り組むべき課題が非常に多いです。再エネ閣僚級会議というのを開催していただいておりますし、また、実務レベルでも緊密な連携が必要なのではないかなというふうに考えております。

再エネ推進に当たっては、各電源ごとにいろいろな省庁が連携をして、期限を設けていつまでに何をやるんだ、それによってこういうふうな電源構成、いつまでにこうしていくんだということを明確に決めて、一覽を、工程を作ったアクションプランを立てていくべき、省庁連携をしてアクションプランを立てていくべきだと思いますけれども、経産大臣の所見をお聞かせください。

○国務大臣(林幹雄君) 例えば風力発電の推進には環境省の担当する環境アセスメントの迅速化が求められるなど、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては関係省庁の規制見直しあるいは行政施策との連携が鍵であるというふうに認識をしております。このため、再生可能エネルギー等関係閣僚会議におきまして、官房長官の下、政府全体として施策を進める体制を構築しております。

三月八日に開催しました第三回会合では、公明党の申入れを踏まえまして、許認可手続の迅速化、そして関係省庁の連携によるプロジェクトなどを進めていくことを確認したところでございます。連携プロジェクトとしては、例えば風力、地熱発電につきましては環境アセスメントの迅速化、バイオマス発電については林業の施策や廃棄物処理そして下水処理の施策と連携した導入促進

の取組を加速することとしております。

今後、電源ごとに推進する上での課題と取り組むべき内容を河野議員御指摘のアクションプランのような形で整理した上で、関係府省庁と共有したいと考えております。また、さきに述べた関係閣僚会議等を活用しながら、三月に確認した連携プロジェクトを中心に、その迅速な実施に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○河野義博君 非常に前向きな御答弁をいただきました。感謝を申し上げます。

各省の実務者レベルでいつまでに何をやらなきゃいけないんだということが共有できているということが大切だと思いますので、引き続きのリーダーシップをお願いしたいと思います。次に、続いては、個別の内容に入っていきたいと思っております。

まずは、系統制約の克服に向けた取組を伺います。再生可能エネルギーは、言わずもがな、自然状況に大きく左右されるため、系統への受入れに制約が従来多かったということが指摘をされておりました。一方で、経産省として様々な配慮を行っていたというところであります。実際に系統それ自体のハードの整備をますます行ってハード面を強化して設備増強を行う、また運用を弾力化することによってソフト面での対策、これ、ソフト、ハード両面での対策を経産省既に手を打っていたというわけですが、その周知の意味合いも込めまして、改めてこの系統制約の克服に向けた取組をお聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(多田明弘君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、送電網、この系統の部分の受入れの制約が再生可能エネルギーの推進というものの障害となるということは好ましいものとは思っておりません。我々、電力システム改革という観点からもこの取組は大変重要だと考えておりました。御指摘のハード面、ソフト面、両方から取り組んでいるところでございます。

大きく地域間連系線の問題、さらには地域内の基幹系統、さらにはローカル系統と様々な局面があるわけでございますが、その中の主なものだけ御紹介したいと思います。

まず、地域間連系線でございますが、ハード面、これにつきましては、昨年四月に設立されました電力広域的運営推進機関、ここが主体的な役割を担っておりまして、個別具体的なものとして、事業者からの要請を受ける形で東北東京間の連系線の増強、この具体的な計画、さらには、これは国からの要請を受ける形で東京中部間の周波数変換設備、いわゆるFCCと申しておりますが、これの増強計画、それぞれについて検討を行って、具体的なルートも含めまして案を取りまとめているところでございます。さらに、全国レベルのマクロの送電網のあるべき姿、これにつきましては、今後の十年を超える期間を見通して広域系統長期方針というものを現在策定中でございます。

これらはハード面の増強ということになります。が、他方で、今ある設備をどうやってうまく使うかということで、ソフト面の対応についても既に取り組んでございまして、昨年四月には、これまで原則として年度を通じて固定してきておりました連系線の運用容量、これを三十分単位できめ細かく算定できるようにすること、使いやすくとすといったような取組をしてきております。さらに加えて、地域間連系線につきましては、やや細かいことになりましたけれども、従前より一般送配電事業者が確保しておりますマージンと呼ばれる緊急用の枠というものがございまして、これも、需給の予測精度が高まることを反映する、そうした可能な範囲で縮小していくといったような取組もしているところでございます。

それから、域内の基幹系統及びローカル系統につきましても、これも障害となるという側面がございまして、これについては主な障害は費用負担の面でございますので、一つは、この十一月に一般負担、特定負担の割合を算定するための考え方を整理いたしましたガイドラインを作ったところ

でございます。

そのほか、様々な共同負担のプロセスであるとか取組をやっているところでございますが、一番原点といたしましては系統の混雑状況に関する情報の公開、こうしたことも取り組んでいるところでございます。

○河野義博君 地域間連系線を含む基幹系統のハード面、ソフト面での整備が充実をいたしました。従来、北本連系線、北海道、東北を結ぶ線というのは計画をされておったわけですが、新たに東京と東北を結ぶ線、また東京、中部を結ぶ線も増強していただけたということになった。また、透明性を確保して三十分単位で使えるような制度もつくっていただいた。また、基幹系統、コスト負担ですけれども、原則として一般負担、いわゆる需要家が、これから原則として需要家が負担をするということになったことで、今まで、従来、発電側が多額の系統増強負担をするということが求められていたわけでありましたけれども、この負担が少しでも減っていくんじゃないか、一般負担も入っていくようになったということ聞き及んでおりますので、これもしっかりと制度として整っていきつつあるというふうに承知をしております。

制度はつくっていただいて、設備も造っていただくんですが、これがしっかりと使われるようになって再エネが十分に入っていくということが大事かと思っておりますので、これは不断の検証をしていただきたいというふうに思います。

出力制限に関して次に伺います。

先頃、出力制限のルールが見直しをされました。指定電気事業者に指定をされたエリア内の風力発電そして太陽光発電のプロジェクトに関しては、従来の出力制限を超えて無制限に出力制限が掛かる可能性があるということになりました。その結果、大規模な案件は従来からプロジェクトファイナンスが組成をされてきたわけですが、このプロジェクトファイナンス、組成の前段階として検討自体も進んでいないという状況が見て取れ

るわけですが、本件に関して当局として今後どのように取り組んでいかれるのか、教えてください。

○政府参考人(藤木俊光君) お答え申し上げます。

今御指摘のように、電気の供給が需要を上回る、電気が余るという事態に至った場合は、停電の発生を回避するために発電所の出力制御が必要となるということでございます。

再エネに関しては、先にも火力を最小限に絞った、それから隣の地域への送電ということをやった上で、それでもなお余るという場合に関して再エネの抑制ということになるわけでありまして、これまで我が国は、再エネに関しては特別に年間三十日以内、出力制御は三十日以内だと、こういうルールでやってきたわけでございます。が、一方で、再生可能エネルギーが導入拡大、導引量が増加してきたということで、地域によつては三十日という制限では再エネの導入はこれ以上無理だということになってきたわけでございまして、したがって、指定電気事業者制度というのを設けまして、この三十日というルールの外で、これを適用しない形で再エネを更に受け入れていくと、これが指定電気事業者制度のポイントでございます。

ただ、この指定電気事業者制度について、これをやった結果、今御指摘ありましたけれども、無制限で出力制御が掛かる、それがあたかも恣意的に物すごい期間掛かってしまうんじゃないかというような御懸念あるいは一部誤解に基づく不安といったようなところもあるわけでありまして、我々、そういったことが事業運営あるいはファイナンスに対して一種予見可能性をしっかりと確保していくということが必要だろうというふうに思っております。このために幾つかの措置を行っております。

一つは、FIT法の省令に基づきまして、各電力事業者に、電力会社の方に出力制御が見込みがどれくらいになりそうかということ公表してい

ただいております。これを義務的に公表していただいております。

それから、この三十日の制限の根拠になりましたのくらゐでなら三十日で受け入れられるか、三十日等出力制御枠と申し上げますが、この算定の根拠となるデータを全部公開するというところもやっております。

それから、実際に各電力会社が地域ごとに三百六十五日二十四時間という需給実績になっているか、こういったようなデータを公表していただく、こういったようなことをやっているわけでございます。

特に、この二番目、三番目のようなデータを見ることがよつて、実際に、じゃ、出力制御というのは本当にどれくらい起こり得るのか、あるいはどれくらいリスクがあるのかということが発電事業者側の方である程度シミュレーションできるといったようなデータを提供するというところを始めています。

こういった制度趣旨でございましてかあるいはデータの利活用ということにしまして、私ども、もちろん再エネ関係の事業者の方はもちろん、金融関係の各種団体も含めまして、様々な説明会を行って情報提供をやつてきているわけでございまして、今後とも引き続き正確かつ丁寧な説明を行つてまいりたいというふうに思っております。

○河野義博君 無制限の出力制限という言葉が独り歩きをして、想定していた以上の急ブレーキになってしまったという状況かなと認識をしております。出力制御ルールも、今御答弁いただいたように、まず火力で、その次は全国大で融通をする、地域を越えて融通をして、それでも駄目だったら再エネ止めますよということなんですけれども、なかなかこの理解も進んでおりませんし、事業者含めて金融機関にも丁寧に御説明をいただいた上で、やっぱりこれは大きなブレーキがちよつと緩和されるようにしっかりと配慮をお願いしたいと思っております。

一つの選択肢としては、止めた場合には何らか

の補償があるという制度も海外にはありますので、F I T 電源、F I T 価格九々ではなくても何割かは補填されるですとか、いろんなことが考えられると思いますので、これは是非、この急ブレーキちよつと解除できるようなことを考えていただきたいなというふうに考えております。

続きまして、今回の制度によりまして、F I T 電源の買取り義務者が変更になりました。従来、小売事業者が電源を買取っていたわけですが、これも、今回からは、この法律が通って新制度になりますと、送配電事業者が買取りをすることになります。送配電事業者が買取った再エネ電源というのは、原則として卸売取引市場に出されることになりまして、卸売取引市場から小売事業者が買取りという立て付けになっておりますが、例外的に小売事業者が個別の契約をあらかじめF I T 電源と結んでいた場合、送配電事業者から直接買取ることができます。卸売市場を通さずに引き取ることができると。この場合に、市場を通さずに小売事業者が買取りという場合、適正に、平等に割り当てられるという必要があるかと思ひます。この制度によって、直接、電源と小売が契約ができるという例外措置を残したおかげで再エネの地産地消ができるようになりますし、小売事業者がこの電力は再エネ電源ですというふうに明示をして小売をすることもできるようになる。

一方で、ちゃんと公正に小売業者に割り付けがなされるということが大事かと思ひますが、その辺り、お取組に関して伺ひます。

○政府参考人(藤木俊光君) ただいま河野委員から御紹介ございましたように、送配電事業者が買取り取ったF I T 電力に關しまして、これをどう効率的に小売電気事業者に引き渡していくかというのが一つ制度のポイントでございます。

その引渡し方法としては、一つは卸電力取引市場を経由して引き渡すという方法と、今御紹介いただきましたように、小売電気事業者等に相対で供給していくと、こういう二つを法律上規定しているところがございます。前者の卸市場を使つた

場合は市場取引ということになるわけでありませうけれども、後者の相対での供給の場合、買取り取った送配電事業者から引き渡すに当たつて公平かつ適切な取引ということを確保することが必要であるというふうに考えております。

したがつて、この法律の中でございますけれども、送配電事業者は再生可能エネルギー電気卸供給約款という約款を定めまして、これに基づいて供給を行うということにしております。この約款に關しましては、経済産業大臣への届出を義務付けまして、法律に規定する要件を満たさない場合、例えば公平でないとかといったような場合には、経済産業大臣による変更命令の対象となるということになっていくわけでございます。

したがつて、こういったF I T 電力の相対供給といったような場合にも平等な取扱いが確保されるような制度的枠組みとしていくところでございます。法律成立の暁にはそれを運用していくわけでございますが、当然のことながらそうした趣旨に沿つて適切に運用してまいりたいというふうに考えております。

○河野義博君 既存の電力会社と新規参入者の間で不公平のないように、しっかりとイコールフットディングがなされているようにチェックをお願いしたいと思つております。

続きまして、F I T 期間が終つた後の話で伺ひたいと思つております。

住宅用の太陽光発電、これは余剰買取り制度が適用が、固定買取り制度が十年間となつておりまして、二〇一九年の十一月以降、買取り期間が早くも終わる案件というのがどんどん出てくるわけでありませう。高い買取り期間が終わつて、ようやく安い再エネが出るということで、国民にとっては先行投資がようやく終わるという時期が到来するわけでありませう。安価な再エネがようやく出てくる、これは有効活用する必要があると思つておりまして、何らかの制度が必要なのではないかなと思ひますけれども、お取組状況を教えてください。

○政府参考人(藤木俊光君) F I T の買取り期間が終了した後ということでございますが、制度上の立て付けを申し上げますと、F I T 法上の買取り義務というのはなくなるわけでございますので、発電事業者は、通常の電源と同様に、相対契約あるいは卸電力取引市場を通じて取引を通じて売渡す小売電気事業者を決めてその方に売電すると、これが基本になるといふことでございます。

ただ、今御指摘ございましたように、家庭用の太陽光発電の場合、設置者の方は各家庭ということになるわけでございますので、この方々が自ら例えば卸電力市場に売電するとか、あるいは売渡先の小売電気事業者を自分で探すというのとはなかなか難しい場合が多いといふことでございまして、継続的な発電をしていただく、このための対応策が必要ではないかという御指摘があり、また我々としてもそういった対応が必要ではないかと考えているところでございます。

例えばということでございますが、電氣を買取る小売電気事業者に対して、家庭から電氣を買うその契約の手續を円滑にやつていただくというための様々な工夫があると思ひますけれども、そういったようなメニューを作つていただく、あるいは一般送配電事業者の方も買取りが可能となりますので、一般送配電事業者に關しても各家庭から買取る場合のメニューを整備していただくといったようなことを進めていただく必要があると思つておりまして、私ども資源エネルギー庁、それから各事業者とよく御相談しながら、こういった対応をしっかりと取つていきたいというふうに思つております。

○河野義博君 御対応いただけるということで安心をいたしました。

住宅用以外にも、F I T 法施行前にあつた再エネ電源、これ既設案件もF I T 制度に移行している案件もありまして、そろそろ大型の案件も、事業者がやつているような案件もF I T 期間が終つていく時代が参りますので、その後どうする

かという議論、これ丁寧に行つていく必要があるんだらうと思つておりますので、そちらも引き続きフォローしていただきたいというふうに思つております。

続いて、入札制度に關して伺ひます。

現時点で、入札制度、これ適用が想定されているのは、私、大規模な太陽光発電のみであると承知をしております、ほかの電源に入札制度が適用されるというのは、十分に全国大にほかの電源も普及をされて、また競争が進んで設置価格も下がつていったときに初めてほかの電源にも適用されるものではないかというふうに承知をしておりますけれども、見解をお聞かせください。

○政府参考人(藤木俊光君) 今般導入いたします入札制度は、再エネの早期の自立化に向けて買取り価格の設定をまさに競争を通じて低減させるといふことを促すための制度でございます。

法律上、入札対象電源どうするかということにつきましては、入札制度の導入が電氣の使用者の負担の軽減を図る上で有効と認められるときその電源を入札対象とするということになっていくわけでございます。具体的には、調達価格等算定委員会の意見を聴いた上で決定するということになっていくわけでございます。

当然、その判断をするに当たりましては、これまでの導入量でございますとか、あるいは事業の実態とか、こういったようなものを勘案いたしまして、実際に競争を通じて買取り価格の低減が見込まれるかどうかということを見ながら判断していくということでございます。その前提としては、一定程度導入が進んでいる、あるいは導入が拡大していくことが見込まれるといったような段階に至つていくものというのが想定されるわけでございます。

今、私ども、現状を見ますに、具体的には大規模な事業用の太陽光発電というものが対象となるというふうに想定しているところでございます。ただ、最終的には調達価格等算定委員会の意見を聴いた上で決定ということでございますが、そう

いった基本的な考え方でございます。

○河野義博君 よく分かりました。ありがとうございます。

続いて、複数年のF-I-T価格提示に関して伺います。

開発期間が長期にわたる発電では、やっぱり予見性を高めておくということが導入促進する一番の鍵なんだろうと思います。巨額の開発費を投じます一方でF-I-T価格は毎年変わるということでは事業者はそのリスクを軽減させることができませんので、今回の改正におきまして、リードタイムの長い電源は複数年提示をするということになりましたので、これ、歓迎をいたします。

一方で、これは複数年提示されても毎年ほとんど下がついていくのでは困るなというふうに思っておりますが、先ほどの入札制度同様、ある程度電源が普及される、若しくはそれが確実に見込まれるという段階までは現在の価格が維持されるものというふうな認識しておりますけれども、御所見をお聞かせください。

○政府参考人(藤木俊光君) ただいま御紹介ございましたように、風力、地熱などリードタイムの長い電源については導入がまだ十分に進んでいないという現状にあるわけでございます。

このため、今般のF-I-T法改正法案におきまして、数年先の認定案件の買取り価格を決定できる仕組みということで事業者の予見可能性を高めるということを行っておりますほか、規制の見直しでございますとか様々な支援策ということを総合的に進めて導入拡大を図ってまいりたいと思っております。

その中で、F-I-T制度、そもそもどういう制度かということに関しては、これは委員御案内のとおりでございますけれども、再生可能エネルギーの導入の拡大を図りながら、同時にコストも引き下げて、これを両方同時に達成していく、そしてやがては自立化に至っていくと、こういうことを目指した制度でございます。まさにこうした趣旨で今回の改正法案におきまして中長期的

な価格目標、こういうのを示しまして、事業者の方にコスト低減努力を促していくということをしていきたいというふうに思っております。

実際に、じゃ、買取り価格どう決めるのかということに関しては、電源ごとの導入コストの実態というのをよく見ながら、また、今申し上げました価格目標というものを勘案しながら、調達価格等算定委員会の意見を聴いた上で決定するということになるわけでございますが、今ほど申し上げましたように、F-I-T制度、導入量を拡大していく、同時にコストを下げて国民負担を抑制していく、これを同時に達成していくと、こういった法律の趣旨が全うされるように適切に対応していきたいと、このように考えております。

○河野義博君 再エネ増やす、一方で価格を下げるという大変重要なかじ取りを担われますので、よく事業者側の意見も聴いていただきながら決めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、ちよつとベースアップをします。洋上風力発電用の建設設置船の導入に向けた取組を伺います。

洋上風力発電、せんだつて国交委員会の方で港湾法改正が審議をされ、本会議でも可決をされたので、もう早ければ来年、再来年にも国内で洋上風力発電の設置工事が始まります。

一方で、設置用の専用船が国内にはないという状況があります。技術的な課題はほぼクリアをされているという結論が政府内でも出されておりますので、造ろうと思えば造れますという状況ではあるんですけども、船造るのにも三年、四年掛かりますので、到底間に合わないだろうということが予想されております。

私も従来お願いをしてまいりました。国が持つか誰が持つのかという議論は別として、やはり洋上風力の設置船が国内にあるということは、鶏、卵ですが、非常に大事なんじゃないかなと。なければやっぱり造れない。一方で、船を持ちたいと考えているマリコンさんですとか船会社というのは、やはり需要が見えないと造れない。そういう

大きなジレンマを抱えている中で、第一号案件ももうそろそろスタートしようとしていると。

誰かが背中を押してあげる必要があるだろうというふうに思っていますけれども、なりわいを所管をしておられる経産省としてどういうふうにお考えいただいているのか、教えてください。

○政府参考人(藤木俊光君) 先ほど大臣から御答弁申し上げましたが、再生可能エネルギー等関係の閣僚会議でも、洋上風力発電の導入促進というのは今後連携して推進すべき重要プロジェクトの一つとなっているわけでございます。

今御指摘いただきましたように、洋上風力発電を推進していく上で、建設、保守、こういうのに必要な専用の作業船、あるいはその作業環境の整備というの重要な問題であるというふうに認識しております。

これまで、正直申し上げまして、まだ計画段階のプロジェクトが多々あったということもございますが、だんだんとそういったプロジェクトについて進捗が見られてきている、こういう状況にございます。また、発電事業者の方にもだんだんと具体的な計画でございますとか具体的なニーズあるいは課題というの明らかになってきている段階でございますので、よく密に意見交換をしながら、どのような形で御支援することが適当なのか、これは関係省庁等も含めてよくお話を伺いながら、現実的な形でこの問題について取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○河野義博君 これは喫緊の課題でありますので、早急に是非とも手を打っていただきたいなというふうに思います。

続きまして、賦課金減免制度であります。

電力多消費産業にとって賦課金減免制度というのは非常に重要な制度でありまして、我が国の産業力の国際競争力をしっかりと維持していくというためには、何らかの措置というのは、減免措置というのは継続する必要があります。それに対して当局の御認識を教えてください。

○政府参考人(日下部聡君) 賦課金減免制度、その制度の重要性は変わらないと思っておりますので、制度は基本的に維持させていただこうと思っております。

ただし、公平性の問題、あるいは受けている方々の省エネ努力の度合いといった議論が論点になりますので、今後、運用に当たりましては、省エネの取組の状況とかあるいは国際競争力の観点からどの程度の軽減が必要なのかといった点を確認させていただくよう、運用の改善を図っていきたく思っております。

○河野義博君 電炉メーカーからお話を伺わせていただきましたけれども、原単位としては既に世界最先端の取組を行っているところが多い。一方で、御案内のように、中国で生産が非常に増えておりまして、競争力が下がっている、電炉メーカーはみんな傷んでいるという中で、新たに炉を変えるような取組が果たして可能なのかというのは率直に思うところありますので、よく意見を聴いていただきながら次の措置を検討していただきたいなというふうに思います。

続いて、環境省にきていただいております。環境アセスに関して伺います。

F-I-T制度が始まって以来三年間で再エネ自体は倍になったんですが、そのうち、導入された再エネのうち九七％は太陽光です。なぜかと申しますと、私はその原因は環境アセスメントの対象要件なんだろうというふうに思っております。

太陽光は法律で定められたアセスの対象外です。太陽光発電は環境アセスをやらなくても設置できます。規模要件も関係ない。一方で、水力発電ですと三万キロワット以上、地熱と風力は一万キロワット以上であれば法アセスが義務付けられます。アセスが四、五年掛かっておりますので、当然、法施行以来三年たっても進まないのは、これは当たり前でございます。

私は法アセスが要らないと言っているわけではありません。必要です。アセスメントは必要ですけれども、そもそもの対象がおかしいのではない

かなというふうに考えております。例えば火力発電所ですと、十五万キロワットまではアセスが要らないんですね。一方で、風力発電は一万キロです。地熱も一万キロです。これ、アセスの対象規模そのものを見直した方がいいんじゃないかという御提言を今まで本会議、決算委員会、予算委員会含めて何度もお願いしておるわけでございますけれども、法アセス対象の規模要件見直し、これどのようにお考えいただいておりますでしょうか。

○政府参考人(三好信俊君) お答え申し上げます。

環境影響評価法の対象事業でございますけれども、そもそも環境影響評価法は規模が大きくて環境影響の程度が著しいおそれがある事業を対象といたしております。規模要件の設定に当たりましては、先生御指摘の発電所の関係で申し上げますと、その種類ごとに環境影響を勘案して設定をさせていただいております。

環境アセスメント制度の適切な運用を図る観点から、環境への配慮を確保するために、環境アセスメントの実績を蓄積するとともに、地方公共団体の取組や技術開発の動向などの知見を収集しているところでございます。例えば風力発電につきましては、以前から騒音やバードストライク等の環境影響が報告されていたことを踏まえまして、事業者や環境保全に関する専門家等の関係者の意見をお聴きをいたしまして、中央環境審議会でご議論いただいた上で、平成二十四年十月より対象規模要件を先生御指摘の一万キロワットと定めて、法の対象とさせていただいております。

この規模要件の設定に当たりましては、先ほども申し上げましたが、供用中の騒音の影響でございますとか脆弱な環境の動植物に対する影響に加えまして、土地改変面積の観点から火力発電所の対象規模要件のものと同等になるというようにすることも踏まえているところでございます。見直しという御指摘でございますけれども、風

力発電につきましては平成二十四年十月から手続の対象といたしておりますけれども、現時点で法に基づく全ての環境アセスメント手続を完了して供用を開始した風力発電所の事例がない状況でございます。このような状況でございますので、風力発電に関する環境影響についてよく実態を見定めながら引き続き勉強していく必要があるというふうに考えているところでございます。

これらの点も踏まえまして、環境や地元配慮しつつ、風力発電の立地が円滑に進められるよう、環境アセスメントの迅速化の取組も含めまして必要な対策について引き続き推進してまいりたいと考えているところでございます。

○河野義博君 東日本大震災以降、法アセス逃れとも取られかねない小規模な火力発電所の建設が進んでおりまして、今この十五万キロ未満の火力発電というのは二百四十万キロワットのこれは開発が進んでいるんですね。これ、非常に大きな規模です。また、土地の改変面積と申しますが、火力十五万キロ造ろうとすると五ヘクタールの土地が必要なんです。東京ドーム一個分の土地が必要なんです。これは環境アセス要らないんです。また、太陽光は何キロワット発電しようが法アセスの対象外ですね。乱開発が進んでいろんな問題を引き起こしている。やっぱりこれ、理に合わない要件だと思っております。

また、三年しかたっていないから完了した案件がないんだというのはそのとおりでありまして、全く進んでいない要因であります。低周波に関しては問題ないというふうに位置付けていただいております。影響というのは、火力発電、CO₂排出係数が高い、しかも一度造ってしまつて四十年間固定されるものですので、それと同じ要件がさように対照させられるというのはおおそ理に合わない話だと思つていますが、林大臣、規模要件、これは是非とも見直していただくように環境省にお願いをしていただきたいと思います。一言、時間がありませんので、ただけませんか。よく○国務大臣(林幹雄君) 河野議員の考え方、よく

理解できるわけありますから、私も環境省といろいろと交渉してみたいと思っております。

○河野義博君 ありがとうございます。

○委員長(小見山幸治君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発ゼロ、再生可能エネルギーの積極的普及等に関する請願(第一六九三号)(第一七〇九号)(第一七六九号)

第一六九三号 平成二十八年四月二十六日受理
原発ゼロ、再生可能エネルギーの積極的普及等に関する請願

請願者 広島市 及川貴文 外千九名
紹介議員 大島九州男君

近年、地球環境の異常が見られる。かつて経験したことのない異常気象を引き起こし、台風・集中豪雨・土砂災害・猛暑・熱中症多発・デング熱(熱帯性感染症)など被害は身近に迫り、さらに生態系や農業の激変が始まっている。地球温暖化を放置すると、こうした事態が激化し、より頻繁に将来世代を襲う。正に、温暖化対策は待ったなしの緊急事態であり、温暖化の進行を最小限に食い止めるこの十・二十年の対策が破滅的な危機を回避する道であり、将来世代に対する責任である。福島原発事故は、空・地・海を汚染し、ふるさとを奪い、いまだに約十万人の人々に避難生活を強いている。事故収束・帰還さえ見通しが立っていない。しかし、安倍政権は、まるで原発事故などなかったように原発再稼働・原発輸出を進め、三・一以前に逆戻りさせようとしている。しかも、COP21に向けて国連に提出した二六%削減目標(二〇一三年比)は、一九九〇年比では僅か一八%削減にしかならない。この目標すらCO₂を大量に排出する石炭火力発電の大増設で危うくなっている。これは先進国としての役割を全く放棄

棄しており、世界の厳しい批判を浴びることは必至である。原発に頼らない大幅削減は可能である。温暖化対策に逆行する石炭火力をやめさせ、省エネ・再生可能エネルギー普及を積極的に進めることを求める。

ついては、将来世代に原発事故の脅威も地球温暖化の悪影響も与えない豊かな地域社会を手渡すため、次の事項について実現を図られたい。

一、原発ゼロの方針を明確にすること。

二、石炭火力の新設を認めず、段階的に停止すること。

三、再生可能エネルギーを積極的に普及し、優先的に接続・給電する電力システムに改善すること。また、熱エネルギー利用も普及支援すること。

第一七〇九号 平成二十八年四月二十七日受理
原発ゼロ、再生可能エネルギーの積極的普及等に関する請願

請願者 福岡市 伊藤秀紀 外千六百八十名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

第一七六九号 平成二十八年五月二日受理
原発ゼロ、再生可能エネルギーの積極的普及等に関する請願

請願者 京都府宇治市 岡本恵 外千七百九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一六九三号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

電気事業者による再生可能エネルギー電気の

調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正)

第一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「を行う者からの、当該」を、「当該」に、「からの申請」を「であつて、当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組を行うものからの申請」に改め、「について」の下に、「我が国の国際競争力の強化を図る観点から」を加え、同条第三項中「当該事業の電気の使用に係る原単位に応じて、当該額に百分の八十を下らない政令で定める」を「第一号に掲げる額に第二号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気事業者が供給した当該事業所の当該認定に係る事業に係る電気の使用量に当該年度における納付金単価を乗じて得た額

二 事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において政令で定める割合

第二条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

第一節 調達価格及び調達期間(第三条)

第二節 入札の実施等(第四条・第八条)

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画

の認定等(第九条・第十五条)

第四節 電気事業者の義務等(第十六条)

第五節 電力・ガス取引監視等委員会(第二十一条・第二十七条)

第三章 電気事業者における費用負担の調整(第二十八条・第三十八条)

第四章 指定入札機関及び費用負担調整機関

第一節 指定入札機関(第三十九条・第五十四条)

第二節 費用負担調整機関(第五十五条・第六十六条)

第五章 調達価格等算定委員会(第六十七条・第七十三条)

第六章 雑則(第七十四条・第七十九条)

第七章 罰則(第八十条・第八十七条)

附則

第二条第一項中「第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者」を「第二条第一項第九号に、第五条第一項において、を「以下」に、同法第二十七条の十九第一項を「同項第十三号」に、「登録特定送配電事業者」を「特定送配電事業者(以下単に「特定送配電事業者」という。に改め、同条第四項第五号中「第六条第三項及び第八項」を「第九条第四項及び第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 この法律において「特定契約」とは、第九条第三項の認定(第十条第一項の変更の認定を含む)を受けた者(以下「認定事業者」という。)と電気事業者が締結する契約であつて、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)に係る次条第一項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間(当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合)にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し

再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 調達価格及び調達期間

第三条の見出しを削り、同条第一項中「次条第一項」を「第十六条第一項」に改め、「規模」の下に「(以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。のうち、次条第一項の規定による指定をしたもの以外のもの」を加え、同条第九項中「第五項から第七項まで」を「第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「第十六条」を「第三十六条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「とし」の下に「第十二項の価格目標及び」を加え、「第六条第一項の認定に係る発電(同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。)に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。を「認定事業者が認定発電設備」に、「者(以下「特定供給者」という。が」を「場合に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー電気を発電する事業の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定により定める調達価格等のほかに、当該年度の翌年度以降に同項の規定により定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができる。

3 前項の規定により調達価格等を定めた再生可能エネルギー発電設備の区分等については、その定められた年度において、第一項の規定は適用しない。

第三条に次の三項を加える。

12 経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標(次項及び第十四項において「価格目標」という。)を定めなければならない。

13 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気をめぐる情勢の変化その他の情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、価格目標を変更することができる。

14 経済産業大臣は、前二項の規定により価格目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四十八条中「第四十五条又は第四十六条」を「第八十四条又は第八十五条」に改め、同条を第八十七条とする。

第四十七条中「その違反行為をした」の下に「指定入札機関又は」を加え、同条第一号中「第二十三条」を「第四十四条又は第五十九条」に改め、「受けないで」の下に「入札業務又は」を加え、同条第二号中「第二十五条」を「第四十五条又は第六十一条」に改め、同条第三号中「第四十条第三項」を「第七十六条第三項若しくは第四項」に、「同項」を「同条第三項若しくは第四項」に改め、同条を第八十六条とする。

第四十六条第三号中「第四十条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十五条」を「第三十五条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十二条第三項」を「第十八条第一項又は第三十二条第三項若しくは第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 第十八条第四項の規定に違反した者

第四十六条を第八十五条とする。

第四十五条中「第四条第四項又は第五条第四項の規定による命令に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

二 第十八条第二項の規定に違反して再生可能エネルギー電気を供給した者

第四十五条を第八十四条とし、同条の前にかの一条を加える。

第八十三条 第五十条第二項の規定による入札業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定入札機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条中「第二十六条又は第三十三条第九項」を「第四十六条第一項、第六十二条又は第六十九条第九項」に改め、同条を第八十二条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。

第八十条 国の職員が、第七條第二項の規定による入札の実施に関し、その職務に反し、当該入札に参加しようとする者に談話を唆すこと、当該入札に参加しようとする者に当該入札に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第八十一条 偽計又は威力を用いて、第七條第二項の規定による入札の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七條第二項の規定による入札につき、公正な価額を害し、又は不正な利益を得る目的で談合した者も、前項と同様とする。

第六章中第四十三条を第七十九条とし、第四十二条を第七十八条とし、第四十一条を第七十

七条とする。

第四十条第一項中「電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者」を「一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者」に改め、同条第二項中「第十七条」を「第三十七条」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定入札機関に対し、入札業務の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定入札機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十条を第七十六条とする。

第三十九条第二項中「電気工作物」の下に「電気事業法第二條第一項第十八号に規定する電気工作物（をいう。）」を加え、同条第三項中「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に、「再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行うに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者から託送供給等（電気事業法第十八條第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ。）について説明」を「自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続すること」に、「当該託送供給等」を「当該接続に必要な費用」に、「再生可能エネルギー電気に係る託送供給等」を「再生可能エネルギー発電設備の接続」に改め、

同条を第七十五条とする。

第三十八条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者」に改め、同条を第七十四条とし、第五章中第三十七条を第七十三条とし、第三十一条から第三十六条までを三十六条ずつ繰り下げ、第四章中第三十条を第六十六条とする。

第二十九条第一項中「第十九條第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同項第三号中「第二十條第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第三項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に、「第十九條第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第六十五条とし、第二十八條を第六十四条とする。

第二十七条の見出しを「（役員の解任命令）」に改め、同条中「第二十條第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第六十三条とし、第二十六條を第六十二条とし、第二十一条から第二十五条までを三十六条ずつ繰り下げる。

第二十条第二項第三号中「電気事業者」を「一般送配電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者」に改め、同条を第五十六条とする。

第十九條第一項第四号中「第二十九條第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同条第二項第一号中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条を第五十五条とし、第四章中同条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 指定入札機関（指定）

第三十九条 第七條第十項の指定（以下この節において「指定」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、入札業務を行おうとする者の申請により行う。

2 経済産業大臣は、指定をしたときは、入札業務を行わないものとする。

（欠格条項）
第四十条 次の各号のいずれかに該当する者

は、指定を受けることができない。

一 第五十条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第四十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

（指定の基準）

第四十一条 経済産業大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、入札業務の実施の方法その他の事項についての入札業務の実施に関する計画が、入札業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の入札業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であること。

四 入札業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて入札業務が不公正になるおそれがないものであること。

（入札業務規程）

第四十二条 指定入札機関は、入札業務に関する規程（以下「入札業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 入札業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした入札業務規程が入札業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定入札機関に対し、入札業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第四十三條 指定入札機関は、入札業務以外の業務を行つてゐる場合には、当該業務に係る経理と入札業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十四條 指定入札機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、入札業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(帳簿)

第四十五條 指定入札機関は、帳簿を備え、入札業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(秘密保持義務等)

第四十六條 指定入札機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、入札業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 入札業務に従事する指定入札機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員の選任及び解任)

第四十七條 指定入札機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第四十八條 経済産業大臣は、指定入札機関の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、第四十二條第一項の認可を受けた入札業務規程に違反する行為をしたとき、又は入札業務に関し著しく不適当な行為をしたとき

は、指定入札機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(適合命令等)

第四十九條 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十一條各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)に適合しなくなつたと認めるときは、指定入札機関に対し、同条各号に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定入札機関に対し、入札業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十條 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十一條第三号に適合しなくなつたときは、指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定入札機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて入札業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十條第二号に該当するに至つたとき。

二 第四十二條第一項の認可を受けた入札業務規程によらないで入札業務を行つたとき。

三 第四十二條第三項、第四十八條又は前条の規定による命令に違反したとき。

(不正の手段により指定を受けたとき)

(経済産業大臣による入札業務の実施等)

第五十一條 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十四條の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定入札機関に対し入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定入札機関が天災その他の事由により入札業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、入札業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

とする。

2 経済産業大臣が前項の規定により入札業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定入札機関が第四十四條の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は前条の規定により経済産業大臣が指定入札機関の指定を取り消す場合における入札業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(公示)

第五十二條 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 指定をしたとき。

二 第四十四條の許可をしたとき。

三 第五十條の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により、経済産業大臣が入札業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた入札業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(指定入札機関がした処分等に係る審査請求)

第五十三條 指定入札機関が行う入札業務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定入札機関の上級行政庁とみなす。

(規定の適用等)

第五十四條 指定入札機関が入札業務を行う場合における第六條並びに第七條第一項から第四項まで及び第六條から第九項までの規定の適用については、第六條並びに第七條第一項から第四項まで及び第六條から第八項までの規定中「経済産業大臣」とあり、及び同条第

九項中「国」とあるのは、「指定入札機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第七條第九項の規定により指定入札機関に納められた手数料は、指定入札機関の収入とする。

第二節 費用負担調整機関

第四章の章名を次のように改める。

第四章 指定入札機関及び費用負担調整機関

機関

第十八條中「第八條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、第三章中同条を第三十八條とする。

第十七條第一項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に、「第四十條第二項」を「第七十六條第二項」に改め、同条第三項第一号中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第三十七條とする。

第十六條中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第三十六條とする。

第十五條中「電気の使用量に供給した電気の量」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

小売電気事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、電気の使用量に供給した電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第十五條を第三十五條とする。

第十四條第一項、第三項及び第四項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条を第三十四條とする。

第十三條第一項中「第十一條第一項」を「第三十一條第一項」に、「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第二項中「第十條第二項」を「第三十條第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「電気事業者」とあるのは、「次条第一項に規定する小売電気事業者等」と読み替へるものとする。

第十三条を第三十三条とする。

第十二条第一項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に、「次項及び第十六条第二項において」を「以下」に、「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第十六条の」を「第三十六条の」に改め、同条第二項中「電気事業者が」を「小売電気事業者等が」に改め、同条第三項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に、「特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの量、第十七条第一項」を「小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量に関する事項、第三十七条第一項」に、「第十六条」を「第三十六条」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、納付金の額及び納付金単価を算定するための資料として、特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

第十二条を第三十二条とする。

第十一条第一項中「第十九条第二項」を「第五十五条第二項」に、「電気事業者」を「小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第三十一

条とする。

第十条第一項中「第八条第一項」を「第二十八

に「調達する」を加え、「の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の」を「を使用した」に、「の発電」を「を自ら発電し、又は調達するとしたならばその発電」に改め、同条に次の二号を加える。

三 当該電気事業者が特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について卸電力取引市場における売買取引により得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

四 当該電気事業者が再生可能エネルギー電気卸供給を行うことにより得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

第九条を第二十九条とする。

第八条第一項中「第十九条第一項」を「第五十五条第一項」に、「が電気の使用者に供給する電気の量に占める」を「における」に、「基づき調達する」を「基づく」に、「量の割合」を「調達」に改め、「の不均衡」及び「第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。次条、第十条第一項、第十六条及び第十八条において同じ。）」を削り、同条第二項中「第十一条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第十八条」を「第三十八条」に改め、同条を第二十八条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 電気事業者における費用負担の調整

第五条から第七条までを削る。

第四条第一項中「特定供給者から」を「自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電氣的に接続し、又は接続しようとする認定事業者から」に改め、「（当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間（当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合は、経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業

業省令で定める期間）にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。以下同じ。）」を削り、第二章中同条を第十六条とし、同条の次に次の四条及び一節を加える。

（再生可能エネルギー電気の供給又は使用の義務）

第十七条 電気事業者は、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための基準として経済産業省令で定める基準に従い、次の各号に掲げる方法のいずれかにより供給し、又は使用しなければならない。

一 卸電力取引市場（電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一号に規定する卸電力取引市場をいう。次条第三項第一号及び第二十九条第三号において同じ。）における売買取引により供給する方法

二 小売電気事業者（電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）又は登録特定送配電事業者（同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対し、その行う小売供給（同法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。第二十条第一項において同じ。）の用に供する電気として供給する方法

2 経済産業大臣は、電気事業者が前項の基準に従って特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給せず、又は使用していないと認めるときは、当該電気事業者に対し、同項の基準に従って供給し、又は使用すべきことを命ずることができる。

（再生可能エネルギー電気卸供給約款）
第十八条 電気事業者は、前条第一項第二号に

掲げる方法による供給（以下「再生可能エネルギー電気卸供給」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 電気事業者は、前項の規定による届出をした再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行つてはならない。ただし、その再生可能エネルギー電気卸供給約款により特に特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気卸供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該電気事業者に対し、相当の期限を定め、その再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準が卸電力取引市場における電力の売買取引の価格の水準と同程度のものであること。

二 電気事業者並びに小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に係る費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、再生可能エネルギー電気卸供給約款により再生可能エネルギー電気卸供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 電気事業者は、第一項の規定により再生可

エネルギー電気卸供給約款の届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その再生可能エネルギー電気卸供給約款を公表しなければならない。

(禁止行為等)

第十九条 一般送配電事業者は、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関し、知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給(電気事業法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。次項第一号において同じ。)又は発電量調整供給(同条第一項第七号に規定する発電量調整供給をいう。)の業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること。

二 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するとき、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 特定送配電事業者は、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関し、知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給の業務の用に供する目的のために利用し、又は提供すること。

二 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するとき、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

と。

3 経済産業大臣は、前二項の規定に違反する行為があると認めるときは、電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気の利用に関する努力義務等)

第二十條 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、特定契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその行う小売供給の用に供する電気として利用するよう努めなければならない。

2 経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の円滑な利用を促進するため必要があると認めるときは、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者に対し、特定契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気の利用に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第五節 電力・ガス取引監視等委員会(意見の聴取)

第二十一條 経済産業大臣は、第十七条第二項、第十八条第三項若しくは第十九条第三項の規定による命令又は第十八条第二項ただし書の規定による承認をしようとする場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会(以下この節において「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(勧告)

第二十二條 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第七十六条第一項の規定による権限行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要

があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第二十三條 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第七十六条第一項の規定による権限行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)

第二十四條 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、必要があると認めるときは、電力の適正な取引の確保を図るため講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に

基づき講じた施策について報告を求めることができる。

(資料の提出等の要求)

第二十五條 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第二十六條 経済産業大臣は、電気事業者に対する第七十六条第一項の規定による権限(第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定に関するものに限る。)を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、電気事業者に対する第七十六条第一項の規定による権限(第十八条第二項ただし書の規定に関するものに限る。)を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限を経済産業局長に委任することができる。

5 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

(委員会に対する審査請求)

第二十七條 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第七十六条第一項の規定により行う報告の命令(前条第四項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第三條の次に次の二節及び節名を加える。

第二節 入札の実施等

(入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等の指定)

第四条 經濟産業大臣は、供給することができる再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格(以下「供給価格」という。)の額についての入札により第九条第三項の認定を受けることができる者を決定することができる。

備の出力の量(第七条第三項及び第五項において「入札量」という。)

三 入札の参加者の資格に関する基準

四 入札の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

五 供給価格の額の上限額(第五項及び第七条第三項において「供給価格上限額」という。)

六 入札に基づく調達価格の額の決定の方法

七 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達期間

八 入札の落札者における第九条第一項の規定による認定の申請の期限

九 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に必要な事項

2 經濟産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、經濟産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

三 經濟産業大臣は、入札実施指針を定めるに当たっては、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用の推移、エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しその他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。

3 經濟産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

四 經濟産業大臣は、入札実施指針を定めようとするときは、当該入札実施指針に基づき実施される入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、經濟産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

4 經濟産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。

五 經濟産業大臣は、入札実施指針を定めたとときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。ただし、入札実施指針のうち供給価格上限額については、入札の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公表しないこと

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の取消しについて準用する。

六 再生可能エネルギー発電事業計画の提出

第七条 經濟産業大臣は、前条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者のうち、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができ旨を、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

5 前二項の場合において、最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力と他の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかったものとする。

七 第三項から前項までの規定は、入札実施指針の変更について準用する。

2 入札実施指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

八 經濟産業大臣は、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、次条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができる。

一 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

二 入札に付する再生可能エネルギー発電設備

八 再生可能エネルギー発電事業計画の作成し、經濟産業大臣に提出しなければならない。

とができる。

6 經濟産業大臣は、前項の規定による公表後速やかに、入札実施指針(第二項第六号及び第七号に掲げる事項に係る部分に限る。)を国会に報告しなければならない。

5 前二項の場合において、最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力と他の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかったものとする。

7 第三項から前項までの規定は、入札実施指針の変更について準用する。

6 經濟産業大臣は、再生可能エネルギー電気の利用に係る電気の使用者の利益の確保を図る観点から供給価格以外の要素を勘案して落札者を決定することが特に必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、前三項の規定による方法以外の方法で落札者を決定することができる。

(再生可能エネルギー発電事業計画の提出)

第六条 入札実施指針において定められた再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る入札に参加しようとする者は、經濟産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、經濟産業大臣に提出しなければならない。

7 經濟産業大臣は、第三項又は前項の規定により落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知しなければならない。

第七條 經濟産業大臣は、前条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者のうち、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができ旨を、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

8 經濟産業大臣は、入札の実施後、速やかに、入札の結果を公表しなければならない。

第七條 經濟産業大臣は、前条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者のうち、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができ旨を、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

9 入札に参加しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第七條 經濟産業大臣は、前条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者のうち、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができ旨を、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

10 經濟産業大臣は、その指定する者(以下「指定入札機関」という。)に、入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)を行わせることができる。

2 經濟産業大臣は、前項の規定により入札に参加することができ旨の通知を受けた者を参加者として、入札実施指針に従い、入札を実施しなければならない。

(入札の落札者における調達価格等)

第八条 經濟産業大臣は、入札実施指針に従い、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等を定め、これを告示しなければならない。

3 經濟産業大臣は、入札において、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価格の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定するものとする。

2 第三項第十項及び第十一項の規定は、前項の調達価格等について準用する。この場合において、同条第十一項中「第七項」とあるのは、「第三項第七項」と読み替えるものとする。

4 經濟産業大臣は、入札において、同価格の入札をした者が二人以上ある場合には、くじで落札者の順位を決定するものとする。

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

4 經濟産業大臣は、入札において、同価格の入札をした者が二人以上ある場合には、くじで落札者の順位を決定するものとする。

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

4 經濟産業大臣は、入札において、同価格の入札をした者が二人以上ある場合には、くじで落札者の順位を決定するものとする。

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

4 經濟産業大臣は、入札において、同価格の入札をした者が二人以上ある場合には、くじで落札者の順位を決定するものとする。

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号ロにおいて同じ。）の氏名
三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項
六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項
七 その他経済産業省令で定める事項
3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請

があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容及び電圧についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
ロ 法人であつて、その役員のうちにイに該当する者があるもの
五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。
イ 申請が第五条第二項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。
ロ 第六条の規定により提出された再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業省令で定める重要な事項の変更がないこと。

ハ 申請者が第七条第七項の規定による通知を受けた者であること。
4 経済産業大臣は、前項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いた発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第三項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるものを公表するものとする。

6 経済産業大臣は、第三項第一号の経済産業省令（発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）
第十条 認定事業者は、前条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 認定事業者は、前条第二項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 前条第三項（第五号イ及びハを除く。）から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。
5 前条第五項の規定は、第三項の規定による届出について準用する。

（事業の廃止の届出）

第十一条 認定事業者は、第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（前条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項若しくは第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（指導及び助言）

第十二条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（改善命令）

第十三条 経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の失効）

第十四条 第九条第三項の認定（第十条第一項の変更の認定を含む。次条において同じ。）は、認定事業者が認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、その効力を失う。

（認定の取消し）

第十五条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定事業者が認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき。

二 認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三 認定事業者が第十三条の規定による命令に違反したとき。

第四節 電気事業者の義務等

附則第二条の前の見出し及び同条から附則第九条までを削る。

附則第十條第一項中「東日本大震災」の下に「(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)」を加え、「(平成十四年法律第七十一号)」を削り、同条第二項中「第十六条」を「第三十六條」に改め、同条第四項中「第十八條」を「第三十八條」に改め、同条を附則第二条とし、附則第十一條を附則第三条とする。

附則第十二條中「附則第十一條」を「附則第三条」に改め、同条を附則第四条とし、附則第十三條から第十六條までを八条ずつ繰り上げる。

第三条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第一号中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第四条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六條の十六」を「第六十六條の十七」に改める。

第二十三條第一項第一号中「当該業務」の下に「及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二條第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務」を加える。

第五章中第六十六條の十六を第六十六條の十七とし、第六十六條の十一から第六十六條の十五までを一条ずつ繰り下げる。

第六十六條の十第一項第三号中「又は第九十九條の十一」を「第九十九條の十一又は第九十九條の十二」に改め、同項第五号中「第二十八條の四十六第一項」の下に「第二十八條の

四十八」を加え、同項第六号中「又は第二十七條の八第二項」を「第二十七條の八第二項又は第二十七條の三十一第六項」に改め、同項第九号中「又は第二十一條第二項ただし書」を「第二十一條第二項ただし書又は第二十八條の四十九第一項」に改め、同条を第六十六條の十一とし、第六十六條の九を第六十六條の十とする。第六十六條の八第四項中「第六十六條の五第二項」を「第六十六條の六第二項」に改め、同条を第六十六條の九とし、第六十六條の七を第六十六條の八とし、第六十六條の三から第六十六條の六までを一条ずつ繰り下げる。

第六十六條の二の見出し中「及び権限」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(権限)

第六十六條の三 委員会は、この法律、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

(電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第五条 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三條のうち電気事業法第六十六條の十第一項の改正規定中「第六十六條の十第一項第三号」を「第六十六條の十一第一項第三号」に、「第二十七條の十一の六第二項」を加え、「第二十七條の十一の六第二項」を加え、同項第四号中「第二十七條の三十一第一項」を「第二十七條の三十第一項」に改め、「同項第九号中「又は」を「同項第六号中「第二十七條の三十一第六項」を「第二十七條の三十第六項」に改め、同項第九号中「」に、「第二十一條第二項ただし書」を「の下に」に、「又は第二十七條の十一の四第二項ただし書」に改める。

を「第二十七條の十一の四第二項ただし書」を加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第六十六條の十二第一項及び第六十六條の十三第一項中「第五項若しくは第七項又は第七條第七項第二項、第五項若しくは第七項」を「から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第七條第七項第二項、第三項、第六項若しくは第八項」に改める。

第三條のうち電気事業法第七條の改正規定中「第七條第七項中第十三項を第十四項」を「第七條第十三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を第十一項に、「第十二項」を「第九項」に改める。

第三條中電気事業法第七條第一項及び第二項の改正規定の次に次のように加える。

第六十四條の二中「第五項又は第七項」を「から第五項まで、第七項又は第九項」に改める。

第六條中ガス事業法第七十二條第一項第二号の改正規定の次に次のように加える。

第六十六條第一項第八号中「第七十二條第三項」を「第七十二條第四項」に改める。

第六條中ガス事業法第七十二條の改正規定の次に次のように加える。

第六十七條第四号中「第七十二條第五項」を「第七十二條第六項」に改める。

第六條中ガス事業法第七十七條第一項第五号及び第十号の改正規定の次に次のように加える。

第七十八條第一項及び第七十九條第一項中「第七十一條第一項」の下に「から第三項まで」を、「第七十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第六條中ガス事業法第八十九條第一項の改正規定の次に次のように加える。

第九十條中「第七十一條第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

附則第七條第一項及び第二項中「第六十六條の十」を「第六十六條の十一」に改める。

附則第三十五條第一項中「附則第一條第三号に掲げる」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)第四條の二」に、「第六十六條の二第二項」を「第六十六條の三」に改め、同条第二項中「第十四條」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第二十二條」に、「第六十六條の二第二項」を「第六十六條の三」に改める。

附則第五十七條第一項中「附則第一條第三号に掲げる」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律第四條の二」に、「第六十六條の二第二項」を「第六十六條の三」に改め、同条第二項中「第六十六條の二第二項」を「第六十六條の三」に改める。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十二條から第十九條までの規定公布の日
二 第一條の規定及び次條の規定 平成二十八年十月一日
三 第三條の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日
(賦課金に係る特例に関する経過措置)
第二條 前條第二号に掲げる規定の施行の日前に第一條の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措

置法第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る同法第十六条第一項の規定により支払を請求することができる賦課金の額については、なお従前の例による。

(特定契約に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に締結されている第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「旧法」という。第四条第一項の特定契約(以下「旧特定契約」という。))は、その契約の期間が終了するまでの間は、第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「新法」という。))の第二条第五項の特定契約(以下「新特定契約」という。))とみなす。

2 前項の規定により新特定契約とみなされる旧特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達する旧法第二条第一項に規定する電気事業者(以下「旧電気事業者」という。))は、その契約の期間が終了するまでの間は、新法第二条第一項に規定する電気事業者である旧法第二条第一項に規定する電気事業者とみなして、新法第二十八条、第二十九条第一号及び第二号、第三十条、第三十二条第二項及び第四項、第三十五条第二項、第五十五条第二項第二号、第五十六条第二項第三号、第七十六条第一項、第五項及び第六項、第八十五条第一号、第三号及び第四号並びに第八十七条の規定を適用する。この場合において、新法第二十九条中「から第四号までに掲げる額の合計額」とあるのは、「に掲げる額」とする。

(特定供給者に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項に規定する接続をしている旧法第三条第二項に規定する特定供給者(以下「旧特定供給者」という。))及び旧法第五条第一項に規定する接続をすることについて同項に規定する一般送配電事業者等(以下「旧一般送配電事業者等」という。))の同意を得ている旧特定供給者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))に新法

第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者(当該旧特定供給者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が、再生可能エネルギー電気(旧法第二条第二項の再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。))の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものである者に限り、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項に規定する接続の請求(以下「旧接続請求」という。))について旧一般送配電事業者等の同意が得られていない旧特定供給者(以下「旧接続請求者」という。))であつて、当該旧接続請求に係る旧法第六条第一項の規定による認定(以下「旧認定」という。))を受けた日が平成二十八年七月一日以降であるもの(次条第一項に規定する特定旧接続請求者を除く。))は、当該旧認定を受けた日の翌日から起算して九月間は、施行日以後であつても、引き続き当該旧接続請求を行うことができる。

2 前項の規定により旧接続請求者が引き続き旧接続請求を行う場合には、当該旧接続請求及びこれに係る旧接続請求者の旧認定については、旧法第五条、第六条第六項並びに第四十条第一項、第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。

3 第一項の規定により旧接続請求を引き続き行う旧接続請求者は、当該旧接続請求について、同項の期間内に旧一般送配電事業者等の同意が得られたときは、当該同意が得られた日に新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

4 前条第二項の規定は、前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧接続請求者(当該旧接続請求者に係る旧法第

三条第二項に規定する認定発電設備が、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものである者に限り、)について準用する。

第六条 この法律の施行の際現に、旧接続請求について旧一般送配電事業者等の同意を得るために必要な手続その他の行為であつてその手続その他の行為を終了するまでに相当の期間を要するものとして経済産業省令で定めるものをして旧接続請求者(以下「特定旧接続請求者」という。))は、当該手続その他の行為が終了した日の翌日から起算して六月間は、施行日以後であつても、引き続き当該旧接続請求を行うことができる。

2 前項の規定により特定旧接続請求者が引き続き旧接続請求を行う場合には、当該旧接続請求及びこれに係る特定旧接続請求者の旧認定については、旧法第五条、第六条第六項並びに第四十条第一項、第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。

3 第一項の規定により旧接続請求を引き続き行う特定旧接続請求者は、当該旧接続請求について、同項の期間内に旧一般送配電事業者等の同意が得られたときは、当該同意が得られた日に新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

4 附則第四条第二項の規定は、前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる特定旧接続請求者(当該特定旧接続請求者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものである者に限り、)について準用する。

第七条 附則第四条第一項、第五条第三項及び前条第三項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる場合以外の場合には、旧認定は、その効力を失う。

(交付金に関する経過措置)
第八条 施行日前に旧電気事業者が旧特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の交付については、なお従前の例による。

(納付金に関する経過措置)
第九条 施行日前に旧電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金の納付については、なお従前の例による。

(賦課金に関する経過措置)
第十条 施行日前に旧電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金の請求については、なお従前の例による。

(費用負担調整機関に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に新法第五十五条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(準備行為)
第十二条 経済産業大臣は、施行日前に、新法第三条(第十項及び第十一項を除く。))の規定の例により、平成二十九年年度に係る同条第一項に規定する調達価格及び調達期間(次項において「調達価格等」という。))を定めなければならない。

2 前項の規定により定められた調達価格等は、施行日において、新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

第十三条 経済産業大臣は、施行日前においても、新法第四条(第五項を除く。))及び第五条(第七項を除く。))の規定の例により、新法第四条第一項の規定による指定及び新法第五条第一項の規定による入札実施指針(同項に規定する入札実施指針をいう。次項において同じ。))の策定をすることができる。

2 前項の規定により指定された再生可能エネルギー発電設備の区分等(新法第三条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。))及びこれに係る入札実施指針は、施行日において、それぞれ新法第四条第一項の規定により指定され、及び新法第五条第一項の規定に

より定められたものとみなす。

第十四条 新法第七条第十項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新法第三十九条から第四十一条まで、第四十二条第一項及び第二項、第四十七条並びに第五十二条第一号の規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により行つた行為は、施行日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第十五条 新法第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、施行日前においても、同項及び同条第二項の規定の例により、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第九条第三項から第五項までの規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画は、施行日において、同条第三項の認定を受けたものとみなす。

第十六条 新法第二条第一項に規定する電気事業者は、施行日前においても、新法第十八条第一項の規定の例により、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした電気事業者は、同項の規定による届出をした再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合には、施行日前においても、新法第十八条第二項ただし書の規定の例により、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

3 第一項の規定による届出をした再生可能エネルギー電気卸供給約款又は前項の規定による承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日において、新法第十八条第一項の規定による届出

をし、又は同条第二項ただし書の承認を受けたものとみなす。

第十七条 経済産業大臣は、施行日前に、新法第三十二条第二項の規定の例により、平成二十九年年度に係る同条第一項の納付金単価を定め、遅滞なく、これを告示しなければならない。

2 前項の規定により定められた納付金単価は、施行日において、新法第三十二条第二項の規定により定められたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後三年を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第三項及び第二十三条第三項中「第六十六条の十」を「第六十六条の十一」に改める。

附則第二十五条の四第一項中「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる」を「電

気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）第四条の二に、「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改め、同条第二項中「電気事業法等の一部を改正する等の法律第十四条」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第二十二條」に、「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改める。

(経済産業省設置法の一部改正)

第二十二條 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改める。